

第3期 由布市障がい福祉計画

障がいのある人もない人も、共に充実して
いきいきとした人生を送ることができる共生社会の実現



平成24年3月
由 布 市

第1章 策定にあたって

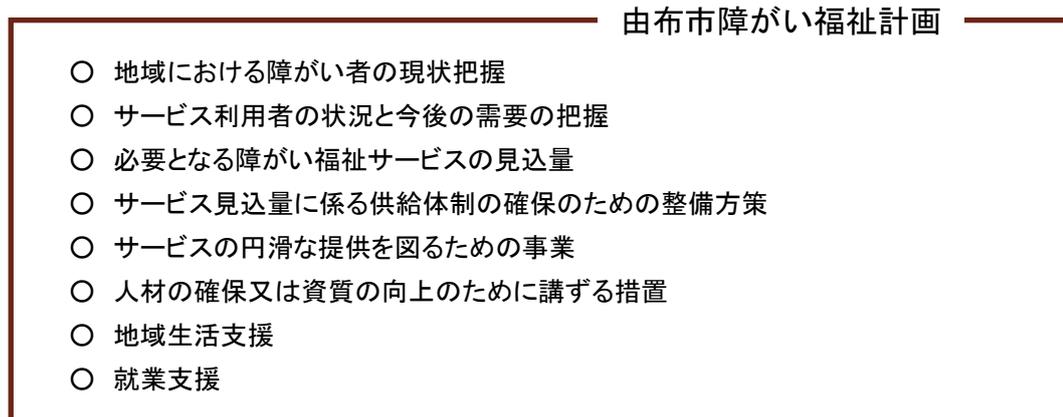
1. 計画の位置づけ

1) 由布市障がい福祉計画について

由布市障がい福祉計画は、障害者自立支援法に基づき、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための障害福祉サービス、地域生活支援事業及び相談支援事業についての事業計画で、3年を1期として計画策定を行うものとされています。

由布市においては、平成19年3月に最初の由布市障害福祉計画が策定され、その後、平成21年3月に第2期計画が策定され、それから3年が経過し、今回第3期計画の策定に至りました。

図 由布市障がい福祉計画の位置づけ



2) 法的根拠

由布市障がい福祉計画は、障害者自立支援法第88条に基づく法定計画で、3年を1期としています。

また、平成22年12月3日に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（障害者自立支援法等の改正法）が国会で成立しました。

これにより、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）や児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部が改正され、平成23年10月1日から、グループホーム、ケアホームの家賃助成、重度の視覚障がい者の同行援護等が、平成24年4月1日から、相談支援の充実、障がい児支援の強化等が実施されます。

障害者自立支援法第 88 条

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第 9 条第 3 項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

2. 改正法の概要

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が平成 22 年 11 月に衆議院厚生労働委員長から提案され、同年 12 月 3 日に成立、同月 10 日に公布され、障がい福祉サービスについても一部改正があります。法の概要は以下のとおりです。

1) 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障がい者等の地域生活支援のための法改正であることが明記されています。

2) 利用者負担の見直し

①利用者負担の規定の見直し

利用者負担について、これまでの一律 1 割負担から応能負担となります。

②障がい福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

高額障がい福祉サービス費について補装具費と合算することで、利用者の負担を軽減します。

3) 障がい者の範囲の見直し

障害者自立支援法のサービスをより受けやすくする観点から、発達障がい者が障がい者の範囲に含まれることを法律上明示します。

4) 相談支援の充実

①相談支援体制の強化

地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）を市町村に設置します。

また、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設けます。

地域移行や地域定着についての相談支援の充実（地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）を行います。

②支給決定プロセスの見直し等

支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直します。また、サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大します。

5) 障がい児支援の強化

①児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

重複障がいに対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等にわかれている現行の障害児施設（通所・入所）について一元化します。

また、在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村になっていることも踏まえ、通所サービスについては市町村を実施主体とします（入所施設の実施主体は引き続き都道府県）。

②放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設

学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス」を創設します。

（20歳に達するまで利用できるように特例を設けます。）

保育所等を訪問し、専門的な支援を行うため、「保育所等訪問支援」を創設します。

③在園期間の延長措置の見直し

18歳以上の障害児施設入所者については障害者施策（障害者自立支援法）で対応するよう見直します。

6) 地域における自立した生活のための支援の充実

①グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設

グループホーム・ケアホーム入居者への支援を創設します（居住に要する費用の助成）。

②重度の視覚障がい者の移動支援の個別給付化

重度の視覚障がい者の移動支援についても、地域での暮らしを支援する観点から、自立支援給付の対象とします。

7) その他

①「その有する能力及び適性に応じ」の削除

目的規定等にある「その有する能力及び適性に応じ」との文言を削除します。

②成年後見制度利用支援事業の必須事業化

法律上、市町村の地域生活支援事業を必須事業とします。

3. 計画期間

由布市障がい福祉計画については3年を1期とし、第3期目については、平成24年度から平成26年度までの計画とし、目標年度は平成26年度末とします。

第2章 障がい者及び障がい者をめぐる状況等

1. 手帳交付状況

本市の総人口は、36,296人（平成23年4月1日現在、住民基本台帳）です。

3障がいの手帳交付状況からみると、身体障がい者数が2,141人、知的障がい者数が191人、精神障がい者数が97人となっています。

平成20年からの障がい者数の推移をみると、平成22年度までは全体で増加傾向にありましたが、平成23年度は34人の減少に転じています。

障がい別にみると身体障がい者数は減少傾向にありますが、精神障がい者数は増加傾向にあります。

表 障がい者数(各手帳交付数)の推移

		H20	H21	H22	H23
総人口(A)		36,708人	36,529人	36,550人	36,296人
障がい者数計(B)		2,420人	2,441人	2,463人	2,429人
身体障がい者	数(C)	2,169人	2,181人	2,178人	2,141人
	率(C/A)	5.91%	5.97%	5.96%	5.90%
知的障がい者	数(D)	169人	175人	194人	191人
	率(D/A)	0.46%	0.48%	0.53%	0.53%
精神障がい者	数(E)	82人	85人	91人	97人
	率(E/A)	0.22%	0.23%	0.25%	0.27%
障がい者の割合(B/A)		6.59%	6.68%	6.74%	6.69%
増加数(障がい者数)			21人	22人	▲34人
対前年比(障がい者数)			0.87%	0.90%	▲1.38%

出典：総人口は住民基本台帳各年4月1日現在 身体、知的、精神障がい者数は「中部保健所報」より

2. 身体障がい者の状況

本市の身体障がい者数は減少傾向にあり、平成23年4月1日現在2,141人となっています。身体障がい者数を年齢別にみると「～17歳」32人、「18～64歳」497人、「65歳～」1,612人となり、「65歳～」の高齢者が最も多く全体の75.3%を占めています。

また、平成23年の身体障がい者数を障がい区分別にみると、肢体が1,192人と最も多く、全体の55.7%を占めています。

次に、平成23年の身体障がい者数を障がい等級別にみると、重度障がい者（障がい等級表の1・2級に相当）が41.6%を占め、次いで中度（同3・4級に相当）が42.5%、軽度（同5・6級に相当）が16.0%となっています。

表 障がい区分別身体障がい者手帳交付数の推移

		視覚	聴覚	音声	肢体	内部	計	
		人数	人数	人数	人数	人数	割合	割合
平成21年 4月1日	合計	134人	221人	29人	1,198人	599人	2,181人	
		6.1%	10.1%	1.3%	54.9%	27.5%	100.0%	(100.0%)
	～17歳	1人	7人	0人	16人	7人	31人	(1.4%)
	18～64歳	32人	29人	8人	299人	146人	514人	(23.6%)
	65歳～	101人	185人	21人	883人	446人	1,636人	(75.0%)
平成22年 4月1日	合計	128人	201人	30人	1,213人	606人	2,178人	
		5.9%	9.2%	1.4%	55.7%	27.8%	100.0%	(100.0%)
	～17歳	1人	7人	0人	17人	7人	32人	(1.5%)
	18～64歳	33人	21人	7人	297人	138人	496人	(22.8%)
	65歳～	94人	173人	23人	899人	461人	1,650人	(75.8%)
平成23年 4月1日	合計	123人	204人	28人	1,192人	594人	2,141人	
		5.7%	9.5%	1.3%	55.7%	27.7%	100.0%	(100.0%)
	～17歳	1人	7人	0人	17人	7人	32人	(1.5%)
	18～64歳	33人	25人	6人	294人	139人	497人	(23.2%)
	65歳～	89人	172人	22人	881人	448人	1,612人	(75.3%)

各年度 中部保健所報より(年齢別内訳は由布市調べ)

図 障がい区分別身体障がい者手帳交付率の推移

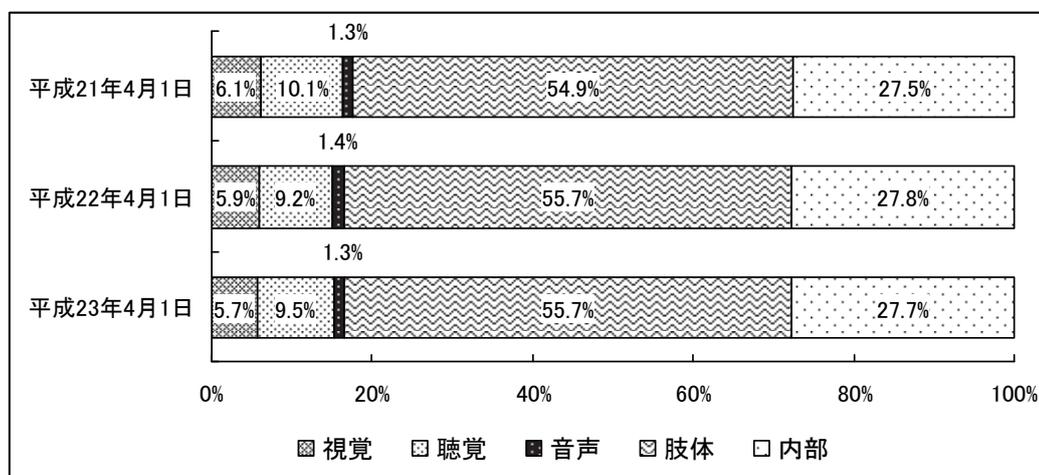


図 年齢別身体障がい者手帳交付数の推移

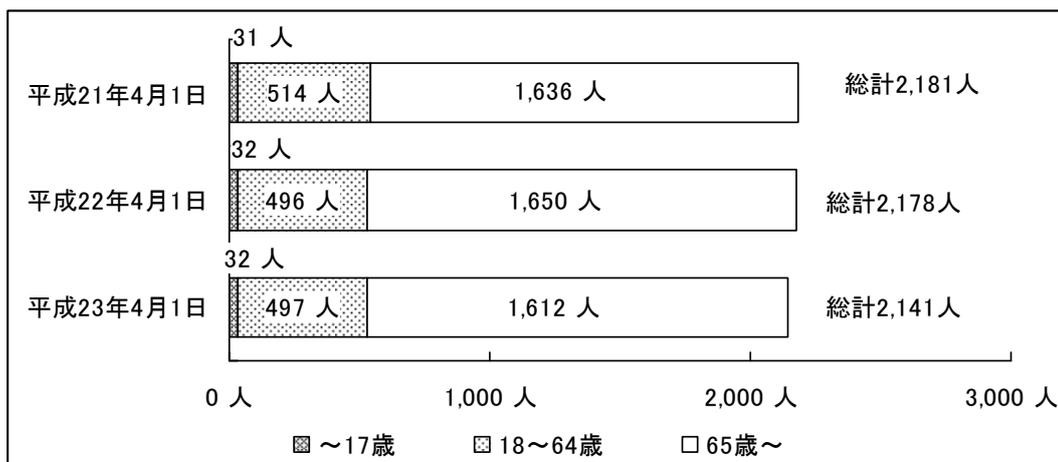
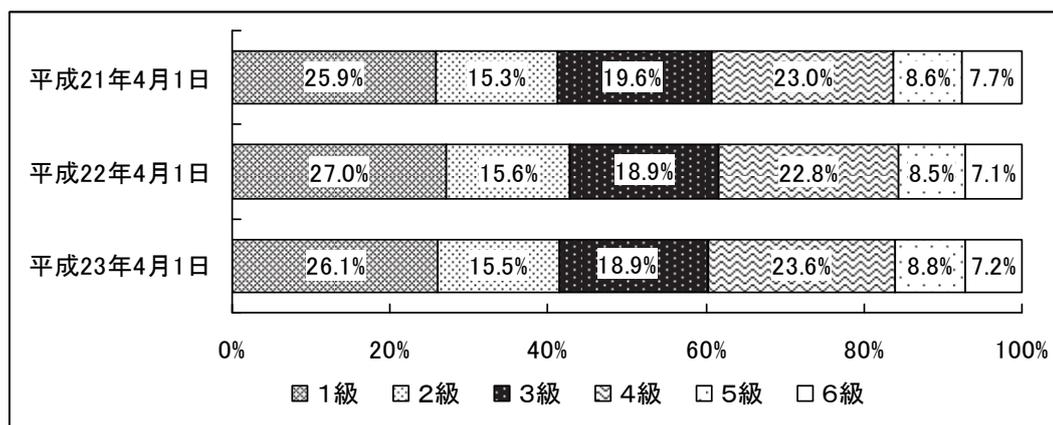


表 障がい等級別身体障がい者手帳交付数の推

年度	年齢	等級						計	
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	人数	割合
平成21年 4月1日	合計	564人	333人	428人	502人	187人	167人	2,181人	
		25.9%	15.3%	19.6%	23.0%	8.6%	7.7%	100.0%	(100.0%)
	~17歳	15人	7人	5人	2人	0人	2人	31人	(1.4%)
	18~64歳	146人	72人	93人	119人	56人	28人	514人	(23.6%)
平成22年 4月1日	合計	589人	340人	412人	497人	186人	154人	2,178人	
		27.0%	15.6%	18.9%	22.8%	8.5%	7.1%	100.0%	(100.0%)
	~17歳	15人	7人	6人	2人	0人	2人	32人	(1.5%)
	18~64歳	154人	72人	79人	112人	54人	25人	496人	(22.8%)
平成23年 4月1日	合計	558人	331人	404人	505人	189人	154人	2,141人	
		26.1%	15.5%	18.9%	23.6%	8.8%	7.2%	100.0%	(100.0%)
	~17歳	15人	7人	5人	2人	0人	3人	32人	(1.5%)
	18~64歳	151人	71人	75人	122人	55人	23人	497人	(23.2%)
65歳~	392人	253人	324人	381人	134人	128人	1,612人	(75.3%)	

各年度 中部保健所報より(年齢別内訳は由布市調べ)

図 障がい等級別身体障がい者手帳交付率の推移



3. 知的障がい者の状況

本市の知的障がい者数は、平成23年4月1日現在191人となっています。知的障がい者数の推移を障がい程度別にみると、平成21年にはA判定が46.3%でしたが、平成23年には42.9%とわずかではありますが重度者の占める割合が低くなっています。

また、知的障がい者数の推移を年齢別にみても「18歳以上」が平成21年の140人から平成23年の153人と増加しています。

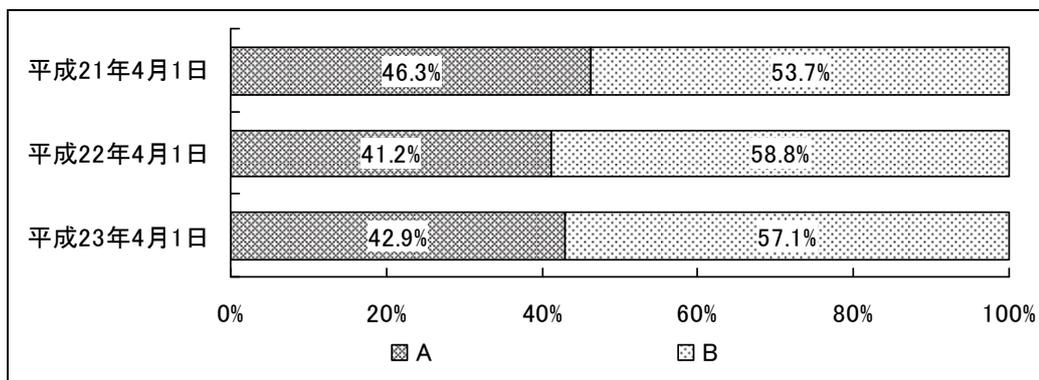
「18歳未満」は平成21年35人、平成22年44人、平成23年38人となっています。

表 障がい程度別療育手帳交付数の推移

		A	B	計	
平成21年4月1日	合計	81人	94人	175人	
		46.3%	53.7%	100.0% (100.0%)	
	～17歳	18人	17人	35人 (20.0%)	
	18歳～	63人	77人	140人 (80.0%)	
平成22年4月1日	合計	80人	114人	194人	
		41.2%	58.8%	100.0% (100.0%)	
	～17歳	19人	25人	44人 (22.7%)	
	18歳～	61人	89人	150人 (77.3%)	
平成23年4月1日	合計	82人	109人	191人	
		42.9%	57.1%	100.0% (100.0%)	
	～17歳	18人	20人	38人 (19.9%)	
	18歳～	64人	89人	153人 (80.1%)	

各年度 中部保健所報より(年齢別内訳は由布市調べ)

図 障がい程度別療育手帳交付率の推移



4. 精神障がい者の状況

本市の精神保健福祉手帳交付者数は、年々増加の傾向にあり平成21年の85人から平成23年の97人と2年間で12人の増加となっています。

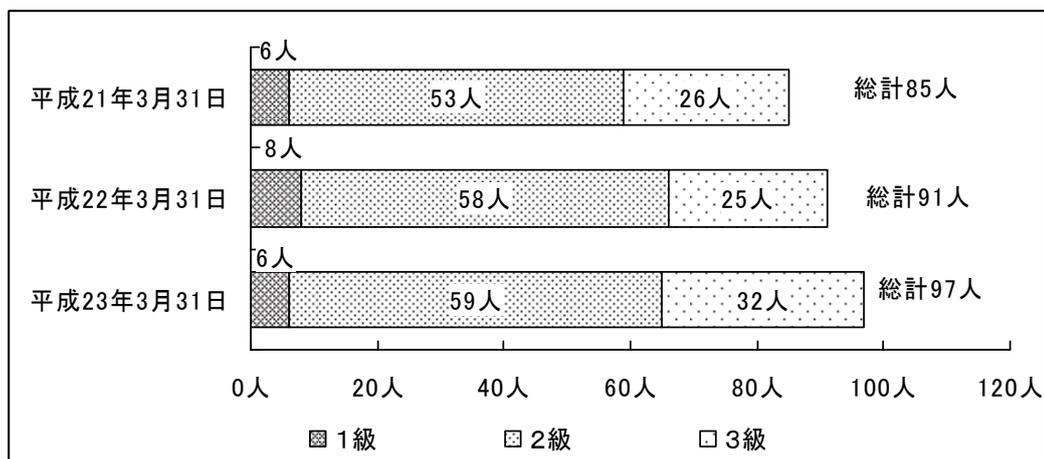
また、平成23年の精神保健福祉手帳交付者数を等級別にみると、1級が6.2%、2級が60.8%、3級が33.0%となっており、2級の占める割合が高くなっています。さらに等級別に推移をみると、3級の構成比が平成21年の30.6%から平成23年の33.0%と増加しており、重度者よりも軽度者の手帳の取得が進んでいます。

表 等級別精神障がい者保健福祉手帳交付数の推移

	1級	2級	3級	総計
平成21年3月31日	6人	53人	26人	85人
	7.1%	62.4%	30.6%	100.0%
平成22年3月31日	8人	58人	25人	91人
	8.8%	63.7%	27.5%	100.0%
平成23年3月31日	6人	59人	32人	97人
	6.2%	60.8%	33.0%	100.0%

各年 中部保健所報より

図 等級別精神障がい者保健福祉手帳交付数の推



5. 障がい者の就業状況

平成 23 年度の大分県全体での民間事業所の障がい者実雇用率は 2.00% となっています。

表 大分県内における民間事業所の雇用状況

年度	常用労働者数 (人)	障がい者数 (人)	実雇用率(%)	雇用義務企業数	雇用率達成企業数	達成企業の割合(%)
17 年度	83,988	1,737	2.07	558	310	55.6%
18 年度	85,624	1,830	2.14	569	329	57.8%
19 年度	91,565	1,974	2.16	602	364	60.5%
20 年度	93,396	2,053	2.20	589	369	62.6%
23 年度	111,542	2,235	2.00	638	377	59.1%

大分労働局調べ

第3章 障がい福祉サービスの概要

1. 介護給付

1) 居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

【対象者】

障害程度区分が区分1以上（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態）である方
ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあっては、下記のいずれにも該当する方

- (1) 区分2以上に該当していること
- (2) 障害程度区分の調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること

「歩行」 「3 できない」

「移乗」 「2 見守り等」、 「3 一部介助」 又は 「4 全介助」

「移動」 「2 見守り等」、 「3 一部介助」 又は 「4 全介助」

「排尿」 「2 見守り等」、 「3 一部介助」 又は 「4 全介助」

「排便」 「2 見守り等」、 「3 一部介助」 又は 「4 全介助」

2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

【対象者】

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者

具体的には、障害程度区分が区分4以上であって、下記のいずれにも該当する方

- (1) 二肢以上に麻痺等があること
- (2) 障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること

3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

【対象者】

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等であって、同行援護アセスメント票において、移動障がいの欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障がい以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上である方

ただし、身体介護を伴う場合を算定する場合にあつては、下記のいずれにも該当する方

(1) 区分2以上に該当していること

(2) 障害程度区分の調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること

「歩行」 「3 できない」

「移乗」 「2 見守り等」、 「3 一部介助」 又は 「4 全介助」

「移動」 「2 見守り等」、 「3 一部介助」 又は 「4 全介助」

「排尿」 「2 見守り等」、 「3 一部介助」 又は 「4 全介助」

「排便」 「2 見守り等」、 「3 一部介助」 又は 「4 全介助」

4) 行動援護

障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

【対象者】

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であつて常時介護を要する方で、障害程度区分が区分3以上であり、障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が8点以上（障がい児にあつてはこれに相当する心身の状態）である方

5) 療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であつて常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

【対象者】

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者として次に掲げる方

- (1) 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方であって、障害程度区分が区分6の方
- (2) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障害程度区分が区分5以上の方

6) 生活介護

障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

【対象者】

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方として次に掲げる方

- (1) 障害程度区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である方
- (2) 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である方

7) 短期入所（ショートステイ）

居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。

【対象者】

＜福祉型（障害者支援施設等において実施）＞

- (1) 障害程度区分が区分1以上である障がい者
- (2) 障がい児の障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児

＜医療型（病院、診療所、介護老人保護施設において実施）＞

遷延性意識障がい児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・者 等

8) 重度障害者等包括支援

重度の障がい者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び旧法施設支援（通所によるものに限る）を包括的に提供します。

【対象者】

常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺及び、寝たきりの状態にある者並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方

具体的には、障害程度区分が区分6（障がい児にあつては区分6に相当する心身の状態）に該当する方のうち、意思疎通に著しい困難を有する方であつて、以下のいずれかに該当する方

類	型	状態像
重度訪問介護の対象であつて、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がい者のうち、右のいずれかに該当する方	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者(I 類型)	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS(筋萎縮性側索硬化症) ・遷延性意識障がい等
	最重度知的障がい者(II 類型)	・重症心身障がい者等
障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11 項目)等の合計点数が15 点以上である者(III 類型)		・強度行動障がい等

<I 類型>

- (1) 障害程度区分6の「重度訪問介護」対象者であつて
- (2) 認定調査項目「1-1 麻痺等」の4項目においていずれも「ある」と認定
- (3) 認定調査項目「2-7 寝返り」において「できない」と認定
- (4) 認定調査項目「8 医療」において「レスピレーター装着あり」と認定
- (5) 認定調査項目「6-3-ア 意志の伝達」において「ときどき伝達できる」又は「ほとんど伝達できない」又は「できない」と認定

<II 類型>

- (1) 概況調査において知的障がいの程度が「最重度」と確認
- (2) 障害程度区分6の「重度訪問介護」対象者であつて
- (3) 認定調査項目「1-1 麻痺等」の4項目においていずれも「ある」と認定
- (4) 認定調査項目「2-7 寝返り」において「できない」と認定
- (5) 認定調査項目「6-3-ア 意志の伝達」において「ときどき伝達できる」又は「ほとんど伝達できない」又は「できない」と認定

<Ⅲ 類型>

- (1) 障害程度区分6の「行動援護」対象者であって
- (2) 認定調査項目「6-3-ア 意志の伝達」において「ときどき伝達できる」又は「ほとんど伝達できない」又は「できない」と認定
- (3) 「行動援護項目得点」が「15点以上」と認定

9) 共同生活介護（ケアホーム）

共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。

【対象者】

障害程度区分が区分2以上に該当する身体障がい者（65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る。）、知的障がい者及び精神障がい者

10) 施設入所支援

施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【対象者】

- (1) 生活介護を受けている者であって障害程度区分が区分4以上（50歳以上の方にあつては区分3以上）である方
- (2) 自立訓練又は就労移行支援（以下「訓練等」という。）を受けている方であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方、又は地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な方

2. 訓練等給付

1) 自立訓練（機能訓練）

身体障がいやを有する障がい者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

【対象者】

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者。具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方
- (2) 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方

2) 自立訓練（生活訓練）

知的障がい又は精神障がいやを有する障がい者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

【対象者】

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者。具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 入所施設・病院を退所・退院した方であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方
- (2) 特別支援学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方等

3) 宿泊型自立訓練

知的障がい又は精神障がいやを有する障がい者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

【対象者】

自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している方等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者。

4) 就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

【対象者】

就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方。具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 就労を希望する方であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な 65 歳未満の方
- (2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又は灸師免許を取得することにより、就労を希望する方

5) 就労継続支援 A 型（雇用型）

企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の者下記の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【対象者】

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の者（利用開始時 65 歳未満の者）。具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- (2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- (3) 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない方

6) 就労継続支援 B 型（非雇用型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった方、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な方につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【対象者】

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方。具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方
- (2) 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B 型の利用が適当と判断された方
- (3) 上記に該当しない方であって、50 歳に達している方又は障害基礎年金 1 級受給者
- (4) 上記に該当しない方であって、地域に一般就労の場や A 型の事業所による雇用の場が乏しく雇用されること又は就労移行支援事業者が少なく利用することが困難と区市町村が判断した方（平成 23 年までの経過措置）

7) 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

【対象者】

障害程度区分が区分 1 以下に該当する身体障がい者（65 歳未満の者又は 65 歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくは、これに準ずるものを利用したことがある者に限る。）、知的障がい者及び精神障がい者。

- ※ 障害程度区分 2 以上の方であっても、あえて共同生活援助の利用を希望する場合、共同生活援助を利用することは可能。

3. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の特性（地理的な条件や社会資源の状況）や利用者の状況に応じて、各市町村が柔軟に実施を行うサービスです。

1) 相談支援事業

①障害者相談支援事業

福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言、指導等）、社会性活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。

2) コミュニケーション支援事業

聴覚障がい者等、意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話通訳者等を派遣する事業です。

3) 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るために、重度障がい者別に定める告示の要件を満たす6種の用具の給付又は貸与を行います。

4) 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の介護を行います。利用形態には個別支援型、グループ支援型、車両移送型があります。

5) 地域活動支援センター機能強化事業

①地域活動支援センターⅡ型

地域活動支援センター基本事業に加え、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

②地域活動支援センターⅢ型

地域活動支援センター基本事業に加え、地域の障がい者のための援護対策として、地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている事業を指します。このほかに自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能な事業です。

6) その他の事業

①福祉ホーム事業

住居を求めている障がい者に対し、定額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。

②更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業利用者、及び身体障がい者更生援護施設入所者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

③日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。

④訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的としています。

⑤社会参加促進事業（身体障害者自動車改造助成事業）

身体障がい者が就労等のために自動車を取得するとき、その自動車の改造費用を助成します。

第4章 平成26年度の目標値の設定

1. 総人口と障がい者数の推移

平成24年から平成26年までの由布市の総人口を、一次回帰により推計すると、総人口は微減傾向が続くものと予測され、平成23年の36,296人から平成26年には322人減の35,974人と推計されます。

一方、知的障がい者数、精神障がい者数は、今後も増加することが予想され、平成23年から平成26年までに、知的障がい者は191人から30人増の221人、精神障がい者は97人から15人増の112人と推計されます。身体障がい者は、減少傾向にあり、平成26年は、平成23年より13人減の2,128人と推計されます。

障がい者全体では、平成26年に2,461人、総人口に占める割合は6.84%になると推計されます。

表 総人口と障がい者数（各手帳交付数）の推移

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口(A)		36,529人	36,550人	36,296人	36,217人	36,096人	35,974人
障がい者数(B)		2,441人	2,463人	2,429人	2,452人	2,456人	2,461人
身体障がい者	数(C)	2,181人	2,178人	2,141人	2,146人	2,137人	2,128人
	率(C/A)	5.97%	5.96%	5.90%	5.93%	5.92%	5.92%
知的障がい者	数(D)	175人	194人	191人	204人	212人	221人
	率(D/A)	0.48%	0.53%	0.53%	0.56%	0.59%	0.61%
精神障がい者	数(E)	85人	91人	97人	102人	107人	112人
	率(E/A)	0.23%	0.25%	0.27%	0.28%	0.30%	0.31%
障がい者の割合(B/A)		6.68%	6.74%	6.69%	6.77%	6.80%	6.84%
増加数(障がい者数)		21人	22人	▲34人	23人	4人	5人
対前年比(障がい者数)		0.87%	0.90%	▲1.38%	0.95%	0.16%	0.20%

総人口・身体・知的・精神障がい者数推計値は一次回帰による。

2. 障がい者の地域生活への移行の一層の促進に関する事項

1) 地域での支援体制の整備

厚生労働省の指針では、施設入所者の地域生活への移行に向けて数値目標を設定するにあたり、平成 26 年度末における地域生活に移行する者の数を、平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の 3 割以上が地域生活に移行すること、平成 26 年度末における施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数から 1 割以上削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて目標設定するとしております。

由布市において、入所者の地域生活移行を考えていく上では、在宅サービスの充実が不可欠であり、提供体制などの課題を解決するとともに、サービス内容や利用方法等を市民に周知することが必要です。必要なサービス基盤の整備にあたっては、中部圏域内の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

また、訪問系サービスにおいては人材の育成が必要であり、ガイドヘルパーや行動援護の従業者養成研修を勧め、たん吸引や経管栄養の医療行為を実施できるヘルパーを育成し、さまざまなニーズに対応できる体制の整備に取り組みます。

表 由布市の施設入所者の地域生活への移行に関する目標設定

項目	現況及び 数値目標		考え方
H17 年施設入所者数①	73	人	平成 17 年 10 月 1 日の全施設入所者数
H23 年施設入所者数②	66	人	平成 23 年 10 月 1 日の全施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数③	8	人	割合については、 $(③ + (① - ②)) \div ①$ の数値
	20.5	%	
【目標値】 3 期における削減見込④	8	人	割合については、 $④ \div ①$ の数値
	11.0	%	

2) 入院中の退院可能精神障がい者の地域生活への移行に関する目標設定

判断能力が十分でない知的障がい者および精神障がい者の保護者も高齢化が進み、その亡き後、独居で地域生活を営むケースが増えています。障がい者が地域で生活する際に不利益が被らないように、成年後見制度の利用を働きかけるとともに、その地域の方々とともに日常生活をサポートする体制づくりが必要です。

また、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を行うには、何より市民の理解が必要です。

多くの市民に障がい者への理解を深めてもらうよう、イベント等を通じて交流や啓発を行い、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指します。

それによって、身近な地域の方々の理解と協力が、特に災害等の緊急時においては不可欠な要素であり、個人情報共有できる形で、緊急時支援システムの整備は重要な課題です。

第5章 障がい福祉サービスの実施状況 及び第3期計画の見込量

1. 障がい福祉サービス実施状況

1) 介護給付

①居宅介護

居宅介護では、自宅で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

平成 22 年度は 564 時間分/月の利用がありました。

利用は、今後も増加するものと見込み、平成 24 年度は、590 時間分/月、平成 25 年度、26 年度は、各 600 時間分/月と見込むこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (時間分/月)	250	250	250	583	583	667	590	600	600
実績 (時間分/月)	402	507	542	434	564	570			
主な実施 事業所	ヘルパーステーションシンフォニー、ヘルパーズテーションのぞみ 【H24 年度以降】 大分県日田はぎの園(新設検討中)								

※ 平成 23 年度は見込値

②重度訪問介護

重度訪問介護では、肢体に重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援を行います。

平成 22 年度は、64 時間分/月の利用がありました。平成 23 年度は 90 時間分/月の利用が見込まれます。

平成 24 年度は 100 時間分/月、平成 25 年度は 110 時間分/月、平成 26 年度は 140 時間分/月の利用を見込むこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (時間分/月)	188	208	208	83	83	83	100	110	140
実績 (時間分/月)	206	104	83	122	64	90			
主な実施 事業所	ヘルパーステーションシンフォニー、ヘルパーズテーションのぞみ								

※ 平成 23 年度は見込値

③同行援護

新規につき、実績はありません。

④行動援護

行動援護では、自己判断が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

平成 22 年度は、18 時間分/月の利用がありました。今後も利用の増加が見込まれることより、平成 24 年度、25 年度は各 20 時間分/月、平成 26 年度は 40 時間分/月の利用を見込むこととします

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (時間分/月)	42	42	42	38	42	67	20	20	40
実績 (時間分/月)	13	31	33	28	18	20			
主な実施 事業所	ヘルパーステーションシンフォニー								

※ 平成 23 年度は見込値

⑤療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

現在、圏域においては、独立行政法人国立病院機構西別府病院が実施しており、由布市民は、2 人分/月利用しています。

第 3 期計画期間において、平成 26 年度も引き続き 2 人分/月の利用を見込むこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人分/月)	2	2	2	2	2	2	2	2	2
実績 (人分/月)	2	2	2	2	2	2			
主な実施 事業所	独立行政法人国立病院機構西別府病院								

※ 平成 23 年度は見込値

⑥生活介護

生活介護は、常に介護が必要な方に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。

平成 22 年度は 381 人日分/月の利用がありました。

平成 24 年度より多くの事業所がサービスを増やす予定であることより、平成 24 年度は 1,512 人日分/月、平成 25 年度は、1,440 人日分/月、平成 26 年度は 1,368 人日分/月の利用を見込むこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人日分/月)	0	66	242	28	700	1,000	1,512	1,440	1,368
実績 (人日分/月)	0	28	28	112	381	960			
主な実施 事業所	白萩園、聖心園、ハーモニーの森、めぶき園、ひばり～ヒルズ、大分県のぞみ園、指定 障害者支援施設ゆたか 【H24 年度以降】 向陽学園(70 増)、修光園(50 増)、緑の家(50 増)、あらかしの園、潔き聖母の家、第二博 愛寮(65 増)、シンフォニー、大分県糸口厚生園(48 増)、大分県日田はぎの園 【H25 年度以降】 修光園(50 増)、緑の家 50 増)、あらかしの園(40 増)、第二博愛寮(65 増)								

※ 平成 23 年度は見込値

⑦短期入所

短期入所は、自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、施設に入所できる制度です。

平成 22 年度の利用実績は、51 人日分/月となっています。

平成 24 年度は、70 人日分/月、平成 25 年度、26 年度は、各 80 人日分/月の利用を見込むこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人日分/月)	33	33	33	65	65	70	70	80	80
実績 (人日分/月)	103	59	65	61	51	70			
主な実施 事業所	向陽学園、修光園、聖心園(うち由布市民ゼロ)、大分県のぞみ園 【H24 年度以降】 修光園(2 増)、緑の家(1 増) 【H25 年度以降】 修光園(2 増)、緑の家(1 増) 【H26 年度以降】 修光園(2 増)、緑の家(1 増)								

※ 平成 23 年度は見込値

⑧重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援では、介護の必要性が最も高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

由布市では、まだ利用がありません。

引き続き、平成 24 年度、25 年度、26 年度ともに利用を見込まないこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (時間分/月)	0	0	0	0	0	180	0	0	0
実績 (時間分/月)	0	0	0	0	0	0			
主な実施 事業所									

※ 平成 23 年度は見込値

⑨共同生活介護（ケアホーム）

新サービスでは「介護給付」のサービスとなりますが、旧サービスでは共同生活援助（グループホーム）と同じ「施設サービス」でしたので、「訓練等給付」サービスの共同生活援助（31 ページ）と一緒に記載します。

⑩施設入所支援

施設入所支援では、施設に入所する方に対し、主に夜間において、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

平成 22 年度は、67 人分/月の利用がありました。平成 23 年度は 64 人分/月の利用が見込まれます。

平成 24 年度は 58 人分/月、平成 25 年度、26 年度は各 57 人分/月を見込むこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人分/月)	0	0	5	10	42	65	58	57	57
実績 (人分/月)	0	2	2	70	67	64			
主な実施 事業所	白萩園、聖心園、ハーモニーの森、めぶき園、ひばり～ヒルス、大分県のぞみ園、定障害者支援施設ゆたか、障害者支援施設にじ、多機能型事業所別府第 1 ワークショップ、継続的指定障害者支援施設別府第 2 ワークショップ、継続的指定障害者支援施設別府第 3 ワークショップ 【H24 年度以降】 向陽学園(70 増)、修光園(40 増)、久保更生園、緑の家(50 増)、あらかしの園、緑の家(40 増)、潔き聖母の家(80 増)、大分県糸口厚生園(60 増)、大分県日田はぎの園 【H25 年度以降】 修光園(40 増)、緑の家(50 増)、緑の家(40 増) 【H26 年度以降】 修光園(40 増)、緑の家(50 増)、緑の家(40 増)								

※ 平成 23 年度は見込値

2) 訓練等給付

①自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）では、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

平成 26 年度の目標は、30 人日分/月で見込みます。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人日分/月)	0	22	22	22	22	110	30	30	30
実績 (人日分/月)	0	28	28	58	32	30			
主な実施 事業所	障害者支援施設にじ								

※ 平成 23 年度は見込値

②自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）では、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

平成 22 年度、今年度ともに利用がありません。

平成 24 年度以降、由布市においてサービスを開始する事業所が予定されていることから、平成 25 年度、26 年度は、各 15 人日分/月と見込むこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人日分/月)	0	0	0	0	22	44	0	15	15
実績 (人日分/月)	0	0	0	0	0	0			
主な実施 事業所	聖心園(うち由布市民ゼロ)、白萩園、障害者支援施設にじ 【H24 年度以降】 大分県糸口厚生園(12 増)								

※ 平成 23 年度は見込値

③就労移行支援

就労移行支援では、一般企業等への就職を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

平成 22 年度の実施状況は、31 人日分/月の利用がありました。

平成 24 年度は、50 人日分/月、平成 25 年度、26 年度は、各 60 人日分/月を見込むこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人日分/月)	0	22	22	25	22	25	50	60	60
実績 (人日分/月)	0	12	22	0	31	50			
主な実施 事業所	白萩園、多機能型事業所別府第 1 ワークショップ、障害者支援施設にじ 【H24 年度以降】 向陽学園(10 増)、第二博愛寮(15 増)、住吉浜リゾートパーク(5 増) 【H25 年度以降】 第二博愛寮(15 増)、住吉浜リゾートパーク(5 増) 【H26 年度以降】 第二博愛寮(15 増)								

※ 平成 23 年度は見込値

④就労継続支援（A 型）

就労継続支援（A 型）では、一般企業での就労が困難な方に、雇用契約に基づく就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な支援を行います。

平成 22 年度は、119 人日分/月の利用がありました。

26 年度以降に新たに事業を開始する事業所があることが予測されるため、平成 24 年度、25 年度は、140 人日分/月、平成 26 年度は、150 人日分/月の利用を見込みます。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人日分/月)	110	110	110	150	150	200	140	140	150
実績 (人日分/月)	115	136	135	137	119	140			
主な実施 事業所	キッチン花亭、ネバーランド(うち由布市民ゼロ)、コンチェルト、指定就労継続支援A型事業 太陽の家別府工場、指定修道継続支援A型事業太陽の家サンストア 【H26 年度以降】 住吉浜リゾートパーク(10 増)								

※ 平成 23 年度は見込値

⑤就労継続支援（B型）

一般企業での就労が困難な方に、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な支援を行います。（雇用契約は結ばない）

平成 22 年の実績は、987 人日分/月となっています。

今後も新規事業所が見込めるため、平成 24 年度は、1,116 人日分/月、平成 25 年度、26 年度は、各 1,152 人日分/月の利用を見込みます。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人日分/月)	180	290	290	400	600	750	1,116	1,152	1,152
実績 (人日分/月)	215	339	400	684	987	1,080			
主な実施 事業所	白萩園、めぶき園、住吉浜リゾートパーク、コンチェルトなかお(うち由布市民ゼロ)、コンチェルトはさま、コンチェルトもりまち(うち由布市民ゼロ)、多機能型別府第 1 ワークショップ、継続的指定障害者支援施設別府第 2 ワークショップ、継続的指定障害者支援施設別府第 3 ワークショップ、就労継続支援B型事業別府第 4 ワークショップ 【H24 年度以降】 希望の家(20 増)、白萩園(20 増) 【H25 年度以降】 希望の家(20 増) 【H26 年度以降】 希望の家(20 増)								

※ 平成 23 年度は見込値

⑥共同生活援助（訓練等給付）、共同生活介護（介護給付）

共同生活援助（グループホーム）では、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

共同生活介護（ケアホーム）では、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

平成 22 年度は、27 人分/月の利用がありました。

今後、サービスを開始する事業所が予定されていることより、平成 24 年度は、37 人分/月、平成 25 年度、26 年度は各 38 人分/月の利用を見込みます。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人分/月)	11	11	11	13	16	20	37	38	38
実績 (人分/月)	12	12	13	14	27	31			
主な実施 事業所	<p>【グループホーム】 ファミール、グループホーム第一田原荘、グループホーム博愛、福祉ホームたきお、グループホームリバーサイド、グループホーム青空、第 3 みどり荘、グループホーム庄内、グループホーム溪友、グループホームひまわり荘、社会福祉法人博愛会、</p> <p>【H24 年度以降】 グループホームみのり村(7 増)、GH住吉浜(30 増)</p> <p>【H25 年度以降】 こうよう荘Ⅲ(4.5 増)、みどり荘・第 2 みどり荘・第 3 みどり荘(4 増)、GH住吉浜(30 増)ファミール(4 増)</p> <p>【H26 年度以降】 GH住吉浜(30 増)</p>								
	<p>【ケアホーム】 ケアホームひだまり、しらゆりホーム、ケアホームかわしま、ケアホームあじさい、ケアホームフレンド、</p> <p>【H24 年度以降】 あさぎり(6 増)、ケアホーム修光園(10 増)、ハーモニーの森(新設予定)、大分県日田はぎの園(検討中)</p> <p>【H25 年度以降】 ケアホームあじさい(6 増)、ファミール(4 増)、ケアホーム修光園(10 増)、</p> <p>【H26 年度以降】 ひばり～ヒルズ(4 増)、ケアホーム修光園(10 増)</p>								

※ 平成 23 年度は見込値

注：児童デイサービス（介護給付）

児童デイサービスは、改正後の児童福祉法 6 条の 2 第 4 項に基づく「放課後等デイサービス」の新設（平成 24 年 4 月 1 日施行）に伴い廃止されることとなりました。ただし、特例として 18 歳に達するまでの間に児童デイサービスを受けていればその対象となります。

平成 22 年度までの実績及び 23 年度の見込値のみ記します

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
計画見込量 (人日分/月)	30	30	30	55	60	60
実績 (人日分/月)	21	46	50	94	104	120
主な実施事業所	こどもデイサービスまーち 【H24 年度以降】 こどもデイサービスまーち(10 増)					

※ 平成 23 年度は見込値

3) その他のサービス

①相談支援

相談支援は、障がい福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く）を利用する方のうち、利用者本人による福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障がい者等にサービス利用計画を作成するサービスです。

平成 23 年度は、4 人実績がありました。

今後、相談事業に力を入れていくにあたって、相談支援事業は、非常に大きな役割となるので、平成 24 年度、25 年度は、各 4 人分/月、平成 26 年度は、5 人分/月の利用を見込むこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人分/月)	0	1	1	1	1	1	4	4	5
実績 (人分/月)	0	0	0	0	0	4			
実施事業所	由布市障がい者相談支援センター								

※ 平成 23 年度は見込値

2. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の特性（地理的な条件や社会資源の状況）や利用者の状況に応じて、各市町村が柔軟に実施を行うサービスです。

1) 相談支援事業

①障害者相談支援事業

福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言、指導等）、社会性活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。

平成 21 年度は 509 件、平成 22 年度は 385 件、平成 23 年度は 366 件の利用がありました。

平成 24 年度、25 年度は各 380 件、平成 26 年度は 400 件を見込んでいます。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (件/年)			234	288	312	336	380	380	400
実績(件/年)	11	71	252	509	385	366			
実施事業所	由布市障がい者相談支援センター								

※ 平成 23 年度は見込値

2) コミュニケーション支援事業

聴覚障がい者等、意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話通訳者等を派遣する事業です。

平成 24 年度、25 年度、26 年度の見込み量は各 15 件とします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (件/年)			48	36	36	36	15	15	15
実績(件/年)	8	19	45	17	7	9			
実施事業所	大分県聴覚障害者協会								

※ 平成 23 年度は見込値

3) 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るために、重度障がい者別に定める告示の要件を満たす6種の用具の給付又は貸与を行います。

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護・訓練支 援用具	計画見込量 (件/年)	8	9	9	5	6	8	6	6	6
	実績(件/年)	8	1	3	1	10	0			
自立生活支 援用具	計画見込量 (件/年)	10	12	14	10	10	15	8	8	10
	実績(件/年)	11	6	9	12	6	4			
在宅療養等 支援用具	計画見込量 (件/年)	5	6	8	8	8	10	7	7	8
	実績(件/年)	5	8	7	4	5	5			
情報・意思疎 通支援用具	計画見込量 (件/年)	6	5	8	6	6	8	7	7	8
	実績(件/年)	4	5	1	6	9	10			
排泄管理支 援用具	計画見込量 (件/年)	80	86	86	712	763	815	750	750	800
	実績(件/年)	92	569	654	715	690	729			
住宅 改修費	計画見込量 (件/年)	4	3	4	4	4	5	3	3	3
	実績(件/年)	3	2	2	3	2	0			

※平成 23 年度分の実績は、平成 23 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの給付実績で、3 期見込量については、通年の見込量

4) 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の介護を行います。利用形態には個別支援型、グループ支援型、車両移送型があります。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人分/年)	5	7	10	12	15	19	20	22	25
計画見込量 (時間分/年)	58	81	116	421	451	511	550	600	650
実績 (人分/年)	3	9	12	9	13	14			
実績 (時間分/年)	67	383	341	388	435	420			
主な 実施事業所	ゆふネット、虹、シンフォニー、わたぼうし、第一博愛								

※平成 23 年度は、平成 23 年 12 月 31 日現在での実績は 14 人・420 時間

5) 地域活動支援センター機能強化事業

①地域活動支援センターⅡ型

地域活動支援センター基本事業に加え、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人分/年)	1	2	4	2	2	5	5	5	7
実績 (人分/年)	1	1	1	2	4	4			
実施事業所	ファンタジア								

※平成 23 年度は、平成 23 年 12 月 31 日現在での実績です。

②地域活動支援センターⅢ型

地域活動支援センター基本事業に加え、地域の障がい者のための援護対策として、地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね 5 年以上有し、安定的な運営が図られている事業を指します。このほかに自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能な事業です。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人分/年)	0	8	16	8	8	10	10	10	10
実績 (人分/年)	0	4	5	5	5	5			
実施事業所	いっぽー歩 工房きらら								

※平成 23 年度は、平成 23 年 12 月 31 日現在での実績です。

6) その他の事業

①福祉ホーム事業

住居を求めている障がい者に対し、定額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人分/年)	3	3	4	3	4	5	3	3	3
実績 (人分/年)	3	3	3	3	3	2			
実施事業所	菜の花庵、フレンドハウス、大神ハイツ B								

※ 平成 23 年度は見込値

②更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業利用者、及び身体障がい者更生援護施設入所者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人分/年)	6	6	7	4	4	4	3	3	3
実績 (人分/年)	6	5	4	3	0	0			
実施事業所	太陽の家・別府リハビリテーションセンター								

※平成 23 年度は、平成 23 年 12 月 31 日現在での実績です。

③日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人分/年)	4	5	7	12	15	18	20	22	25
実績 (人分/年)	3	6	12	14	15	16			
実施事業所	木埋学園、久保更生園、大分県のぞみ園、第一博愛寮、西別府病院								

※平成 23 年度は、平成 23 年 12 月 31 日現在での実績です。

④訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的としています。

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人分/年)			1	3	5	5	5	5
実績 (人分/年)	1	0	0	0	2			
実施事業所	高城介護サービス							

※平成 23 年度は、平成 23 年 12 月 31 日現在での実績です。

⑤社会参加促進事業（身体障害者自動車改造助成事業）

身体障がい者が就労等のために自動車を取得するとき、その自動車の改造費用を助成します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人分/年)	2	2	2	2	3	3	3	3	3
実績 (人分/年)	2	3	2	0	4	0			

※ 平成 23 年度は見込値

第6章 円滑な事業の実施に向けて

1. 障がい福祉サービス等の提供体制について

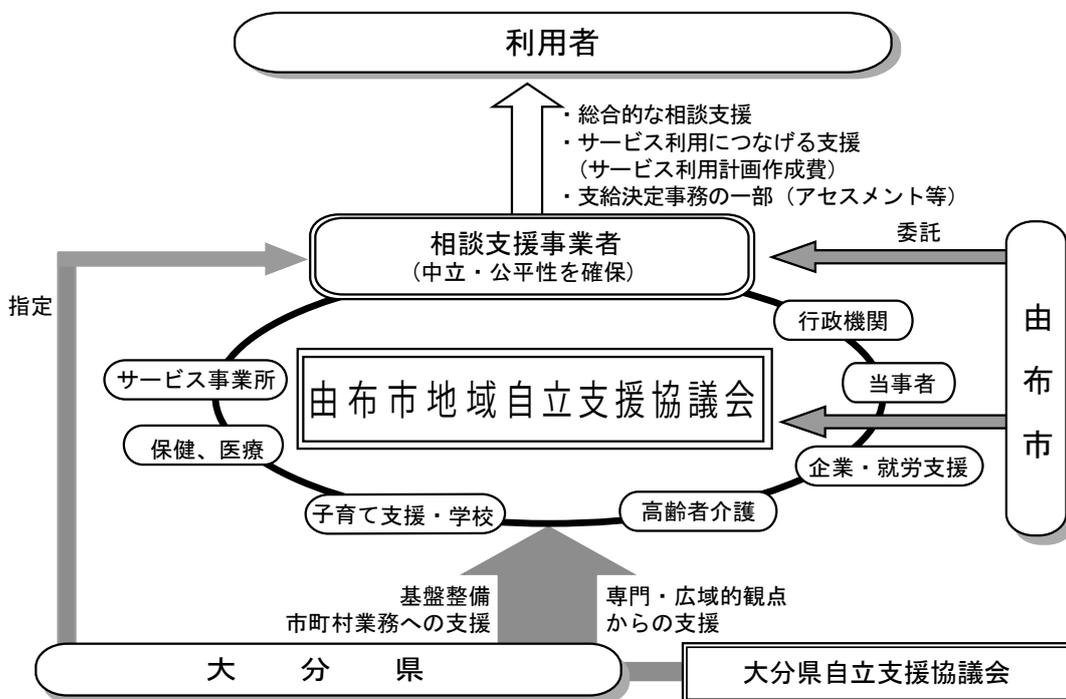
障がい福祉サービスの提供体制については、基本理念を踏まえ、下記に掲げることを配慮して、数値目標を策定し、計画的な整備を行います。

具体的には、希望する障がい者に対し、質の高い障がい福祉サービスの提供ができる体制の整備をします。また、施設入所・入院から地域生活への移行が円滑にできる体制の整備をします。さらに、一般就労への移行が円滑にできる体制の整備を行います。

2. 相談支援の提供体制について

障がい者等、とりわけ、重度の障がい者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。由布市では平成18年10月より相談支援事業をスタートさせ、支援体制の充実を図っています。

今後は、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の一層の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、障がい福祉サービス事業者、雇用、教育、医療といった関連する分野の関係者のネットワーク（地域自立支援協議会）の充実を図っていきます。





<表紙 挿入作品>

題名 ひまわり

作者 挾間町 藤澤奈央さん

第 3 期 由布市障がい福祉計画

平成 2 4 年 3 月

発行者 由布市福祉事務所

〒879-5192

大分県由布市湯布院町川上 3738 番地 1
(由布市役所湯布院庁舎)

電話 0977-84-3111 / FAX 0977-28-8610

第1章 策定にあたって

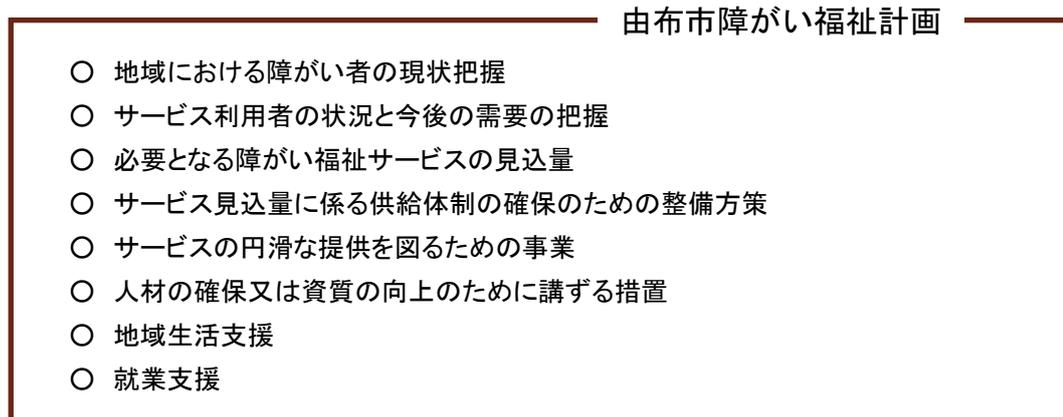
1. 計画の位置づけ

1) 由布市障がい福祉計画について

由布市障がい福祉計画は、障害者自立支援法に基づき、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための障害福祉サービス、地域生活支援事業及び相談支援事業についての事業計画で、3年を1期として計画策定を行うものとされています。

由布市においては、平成19年3月に最初の由布市障害福祉計画が策定され、その後、平成21年3月に第2期計画が策定され、それから3年が経過し、今回第3期計画の策定に至りました。

図 由布市障がい福祉計画の位置づけ



2) 法的根拠

由布市障がい福祉計画は、障害者自立支援法第88条に基づく法定計画で、3年を1期としています。

また、平成22年12月3日に「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（障害者自立支援法等の改正法）が国会で成立しました。

これにより、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）や児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部が改正され、平成23年10月1日から、グループホーム、ケアホームの家賃助成、重度の視覚障がい者の同行援護等が、平成24年4月1日から、相談支援の充実、障がい児支援の強化等が実施されます。

障害者自立支援法第 88 条

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第 9 条第 3 項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

2. 改正法の概要

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が平成 22 年 11 月に衆議院厚生労働委員長から提案され、同年 12 月 3 日に成立、同月 10 日に公布され、障がい福祉サービスについても一部改正があります。法の概要は以下のとおりです。

1) 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障がい者等の地域生活支援のための法改正であることが明記されています。

2) 利用者負担の見直し

①利用者負担の規定の見直し

利用者負担について、これまでの一律 1 割負担から応能負担となります。

②障がい福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

高額障がい福祉サービス費について補装具費と合算することで、利用者の負担を軽減します。

3) 障がい者の範囲の見直し

障害者自立支援法のサービスをより受けやすくする観点から、発達障がい者が障がい者の範囲に含まれることを法律上明示します。

4) 相談支援の充実

①相談支援体制の強化

地域における相談支援体制の強化を図るため中心となる総合的な相談支援センター（基幹相談支援センター）を市町村に設置します。

また、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化のため、法律上に根拠を設けます。

地域移行や地域定着についての相談支援の充実（地域移行支援・地域定着支援の個別給付化）を行います。

②支給決定プロセスの見直し等

支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定の参考とするよう見直します。また、サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大します。

5) 障がい児支援の強化

①児童福祉法を基本とした身近な支援の充実

重複障がいに対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等に分かれている現行の障害児施設（通所・入所）について一元化します。

また、在宅サービスや児童デイサービスの実施主体が市町村になっていることも踏まえ、通所サービスについては市町村を実施主体とします（入所施設の実施主体は引き続き都道府県）。

②放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設

学齢期における支援の充実のため、「放課後等デイサービス」を創設します。

（20歳に達するまで利用できるように特例を設けます。）

保育所等を訪問し、専門的な支援を行うため、「保育所等訪問支援」を創設します。

③在園期間の延長措置の見直し

18歳以上の障害児施設入所者については障害者施策（障害者自立支援法）で対応するよう見直します。

6) 地域における自立した生活のための支援の充実

①グループホーム・ケアホーム利用の際の助成の創設

グループホーム・ケアホーム入居者への支援を創設します（居住に要する費用の助成）。

②重度の視覚障がい者の移動支援の個別給付化

重度の視覚障がい者の移動支援についても、地域での暮らしを支援する観点から、自立支援給付の対象とします。

7) その他

①「その有する能力及び適性に応じ」の削除

目的規定等にある「その有する能力及び適性に応じ」との文言を削除します。

②成年後見制度利用支援事業の必須事業化

法律上、市町村の地域生活支援事業を必須事業とします。

3. 計画期間

由布市障がい福祉計画については3年を1期とし、第3期目については、平成24年度から平成26年度までの計画とし、目標年度は平成26年度末とします。

第2章 障がい者及び障がい者をめぐる状況等

1. 手帳交付状況

本市の総人口は、36,296人（平成23年4月1日現在、住民基本台帳）です。

3障がいの手帳交付状況からみると、身体障がい者数が2,141人、知的障がい者数が191人、精神障がい者数が97人となっています。

平成20年からの障がい者数の推移をみると、平成22年度までは全体で増加傾向にありましたが、平成23年度は34人の減少に転じています。

障がい別にみると身体障がい者数は減少傾向にありますが、精神障がい者数は増加傾向にあります。

表 障がい者数(各手帳交付数)の推移

		H20	H21	H22	H23
総人口(A)		36,708人	36,529人	36,550人	36,296人
障がい者数計(B)		2,420人	2,441人	2,463人	2,429人
身体障がい者	数(C)	2,169人	2,181人	2,178人	2,141人
	率(C/A)	5.91%	5.97%	5.96%	5.90%
知的障がい者	数(D)	169人	175人	194人	191人
	率(D/A)	0.46%	0.48%	0.53%	0.53%
精神障がい者	数(E)	82人	85人	91人	97人
	率(E/A)	0.22%	0.23%	0.25%	0.27%
障がい者の割合(B/A)		6.59%	6.68%	6.74%	6.69%
増加数(障がい者数)			21人	22人	▲34人
対前年比(障がい者数)			0.87%	0.90%	▲1.38%

出典：総人口は住民基本台帳各年4月1日現在 身体、知的、精神障がい者数は「中部保健所報」より

2. 身体障がい者の状況

本市の身体障がい者数は減少傾向にあり、平成23年4月1日現在2,141人となっています。身体障がい者数を年齢別にみると「～17歳」32人、「18～64歳」497人、「65歳～」1,612人となり、「65歳～」の高齢者が最も多く全体の75.3%を占めています。

また、平成23年の身体障がい者数を障がい区分別にみると、肢体が1,192人と最も多く、全体の55.7%を占めています。

次に、平成23年の身体障がい者数を障がい等級別にみると、重度障がい者（障がい等級表の1・2級に相当）が41.6%を占め、次いで中度（同3・4級に相当）が42.5%、軽度（同5・6級に相当）が16.0%となっています。

表 障がい区分別身体障がい者手帳交付数の推移

		視覚	聴覚	音声	肢体	内部	計	
		人数	人数	人数	人数	人数	人数	割合
平成21年 4月1日	合計	134人	221人	29人	1,198人	599人	2,181人	
		6.1%	10.1%	1.3%	54.9%	27.5%	100.0%	(100.0%)
	～17歳	1人	7人	0人	16人	7人	31人	(1.4%)
	18～64歳	32人	29人	8人	299人	146人	514人	(23.6%)
	65歳～	101人	185人	21人	883人	446人	1,636人	(75.0%)
平成22年 4月1日	合計	128人	201人	30人	1,213人	606人	2,178人	
		5.9%	9.2%	1.4%	55.7%	27.8%	100.0%	(100.0%)
	～17歳	1人	7人	0人	17人	7人	32人	(1.5%)
	18～64歳	33人	21人	7人	297人	138人	496人	(22.8%)
	65歳～	94人	173人	23人	899人	461人	1,650人	(75.8%)
平成23年 4月1日	合計	123人	204人	28人	1,192人	594人	2,141人	
		5.7%	9.5%	1.3%	55.7%	27.7%	100.0%	(100.0%)
	～17歳	1人	7人	0人	17人	7人	32人	(1.5%)
	18～64歳	33人	25人	6人	294人	139人	497人	(23.2%)
	65歳～	89人	172人	22人	881人	448人	1,612人	(75.3%)

各年度 中部保健所報より(年齢別内訳は由布市調べ)

図 障がい区分別身体障がい者手帳交付率の推移

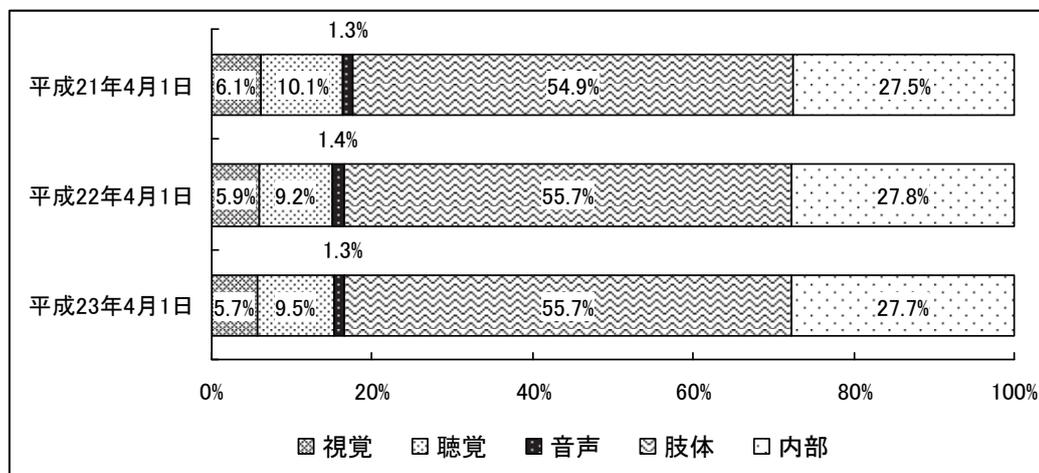


図 年齢別身体障がい者手帳交付数の推移

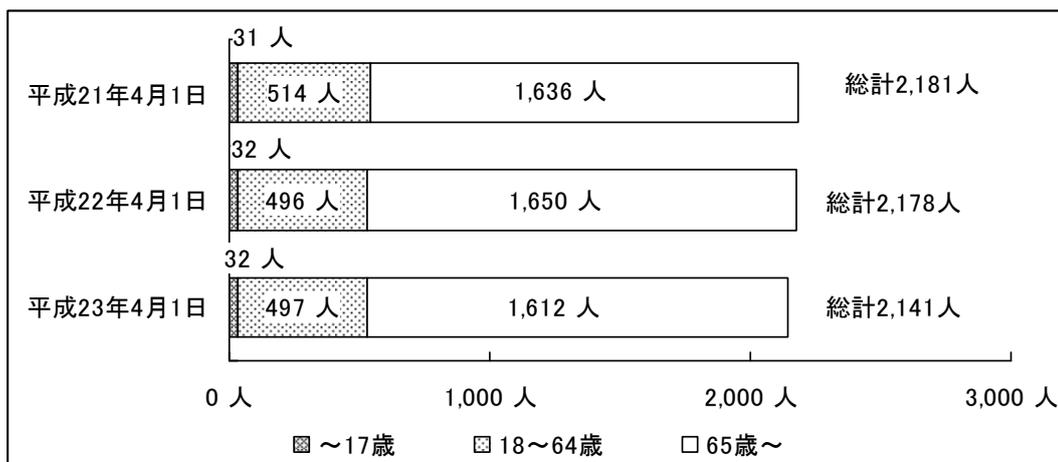
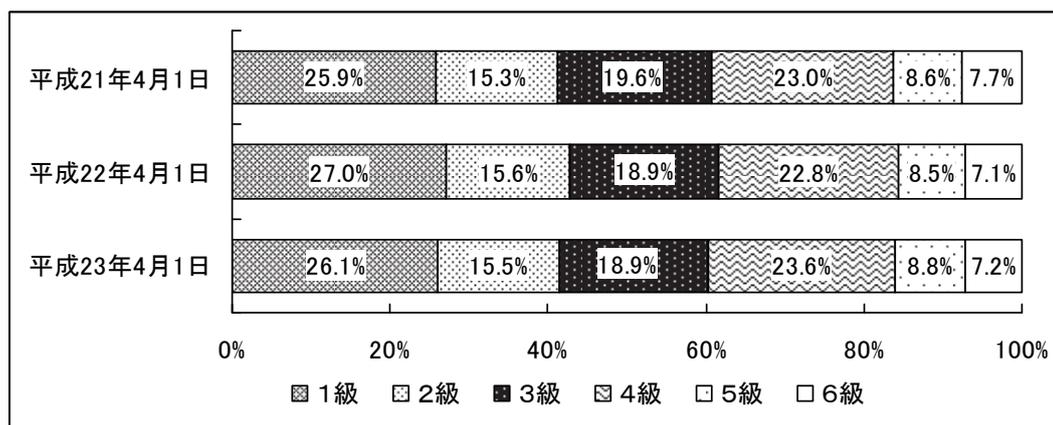


表 障がい等級別身体障がい者手帳交付数の推

年度	年齢	等級						計	
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	人数	割合
平成21年 4月1日	合計	564人	333人	428人	502人	187人	167人	2,181人	
		25.9%	15.3%	19.6%	23.0%	8.6%	7.7%	100.0%	(100.0%)
	~17歳	15人	7人	5人	2人	0人	2人	31人	(1.4%)
	18~64歳	146人	72人	93人	119人	56人	28人	514人	(23.6%)
平成22年 4月1日	合計	589人	340人	412人	497人	186人	154人	2,178人	
	27.0%	15.6%	18.9%	22.8%	8.5%	7.1%	100.0%	(100.0%)	
~17歳	15人	7人	6人	2人	0人	2人	32人	(1.5%)	
18~64歳	154人	72人	79人	112人	54人	25人	496人	(22.8%)	
65歳~	420人	261人	327人	383人	132人	127人	1,650人	(75.8%)	
平成23年 4月1日	合計	558人	331人	404人	505人	189人	154人	2,141人	
		26.1%	15.5%	18.9%	23.6%	8.8%	7.2%	100.0%	(100.0%)
	~17歳	15人	7人	5人	2人	0人	3人	32人	(1.5%)
	18~64歳	151人	71人	75人	122人	55人	23人	497人	(23.2%)
65歳~	392人	253人	324人	381人	134人	128人	1,612人	(75.3%)	

各年度 中部保健所報より(年齢別内訳は由布市調べ)

図 障がい等級別身体障がい者手帳交付率の推移



3. 知的障がい者の状況

本市の知的障がい者数は、平成23年4月1日現在191人となっています。知的障がい者数の推移を障がい程度別にみると、平成21年にはA判定が46.3%でしたが、平成23年には42.9%とわずかではありますが重度者の占める割合が低くなっています。

また、知的障がい者数の推移を年齢別にみても「18歳以上」が平成21年の140人から平成23年の153人と増加しています。

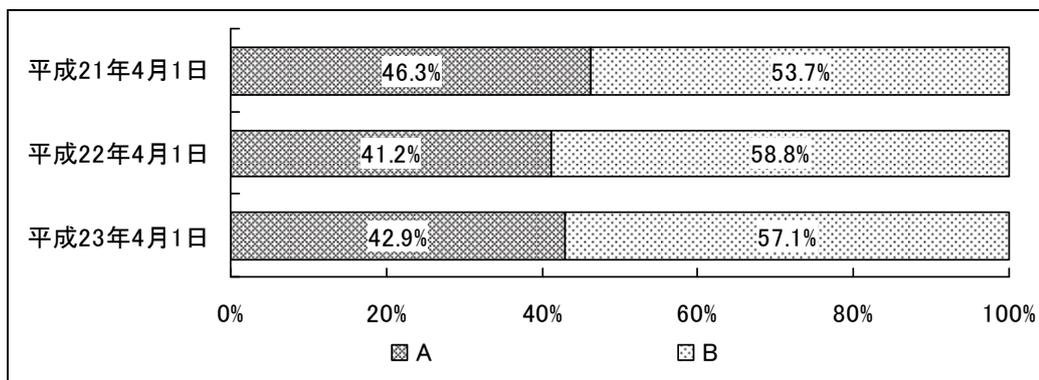
「18歳未満」は平成21年35人、平成22年44人、平成23年38人となっています。

表 障がい程度別療育手帳交付数の推移

		A	B	計	
平成21年4月1日	合計	81人	94人	175人	
		46.3%	53.7%	100.0% (100.0%)	
	～17歳	18人	17人	35人 (20.0%)	
	18歳～	63人	77人	140人 (80.0%)	
平成22年4月1日	合計	80人	114人	194人	
		41.2%	58.8%	100.0% (100.0%)	
	～17歳	19人	25人	44人 (22.7%)	
	18歳～	61人	89人	150人 (77.3%)	
平成23年4月1日	合計	82人	109人	191人	
		42.9%	57.1%	100.0% (100.0%)	
	～17歳	18人	20人	38人 (19.9%)	
	18歳～	64人	89人	153人 (80.1%)	

各年度 中部保健所報より(年齢別内訳は由布市調べ)

図 障がい程度別療育手帳交付率の推移



4. 精神障がい者の状況

本市の精神保健福祉手帳交付者数は、年々増加の傾向にあり平成21年の85人から平成23年の97人と2年間で12人の増加となっています。

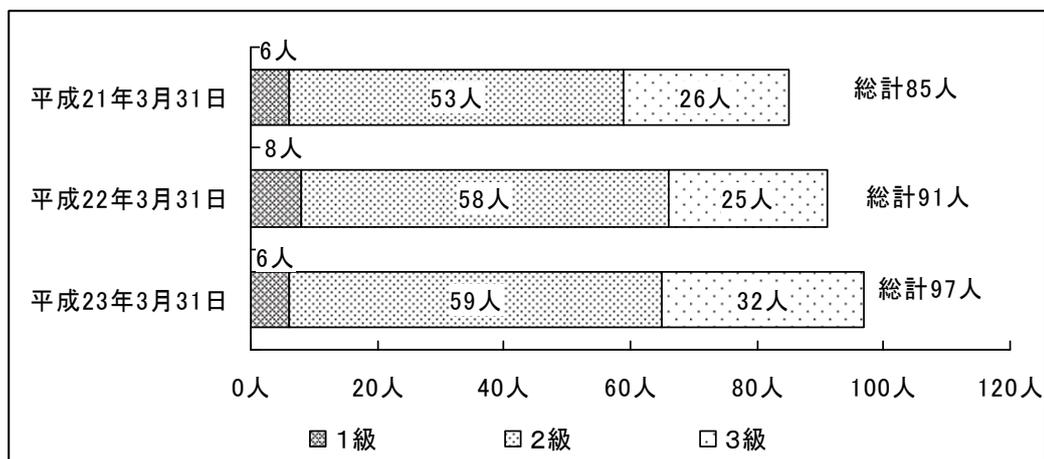
また、平成23年の精神保健福祉手帳交付者数を等級別にみると、1級が6.2%、2級が60.8%、3級が33.0%となっており、2級の占める割合が高くなっています。さらに等級別に推移をみると、3級の構成比が平成21年の30.6%から平成23年の33.0%と増加しており、重度者よりも軽度者の手帳の取得が進んでいます。

表 等級別精神障がい者保健福祉手帳交付数の推移

	1級	2級	3級	総計
平成21年3月31日	6人	53人	26人	85人
	7.1%	62.4%	30.6%	100.0%
平成22年3月31日	8人	58人	25人	91人
	8.8%	63.7%	27.5%	100.0%
平成23年3月31日	6人	59人	32人	97人
	6.2%	60.8%	33.0%	100.0%

各年 中部保健所報より

図 等級別精神障がい者保健福祉手帳交付数の推



5. 障がい者の就業状況

平成 23 年度の大分県全体での民間事業所の障がい者実雇用率は 2.00% となっています。

表 大分県内における民間事業所の雇用状況

年度	常用労働者数 (人)	障がい者数 (人)	実雇用率(%)	雇用義務企業数	雇用率達成企業数	達成企業の割合(%)
17 年度	83,988	1,737	2.07	558	310	55.6%
18 年度	85,624	1,830	2.14	569	329	57.8%
19 年度	91,565	1,974	2.16	602	364	60.5%
20 年度	93,396	2,053	2.20	589	369	62.6%
23 年度	111,542	2,235	2.00	638	377	59.1%

大分労働局調べ

第3章 障がい福祉サービスの概要

1. 介護給付

1) 居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

【対象者】

障害程度区分が区分1以上（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態）である方
ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあっては、下記のいずれにも該当する方

- (1) 区分2以上に該当していること
- (2) 障害程度区分の調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること

「歩行」 「3 できない」

「移乗」 「2 見守り等」、 「3 一部介助」 又は 「4 全介助」

「移動」 「2 見守り等」、 「3 一部介助」 又は 「4 全介助」

「排尿」 「2 見守り等」、 「3 一部介助」 又は 「4 全介助」

「排便」 「2 見守り等」、 「3 一部介助」 又は 「4 全介助」

2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

【対象者】

重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者

具体的には、障害程度区分が区分4以上であって、下記のいずれにも該当する方

- (1) 二肢以上に麻痺等があること
- (2) 障害程度区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること

3) 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

【対象者】

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等であって、同行援護アセスメント票において、移動障がいの欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障がい以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上である方

ただし、身体介護を伴う場合を算定する場合にあつては、下記のいずれにも該当する方

(1) 区分2以上に該当していること

(2) 障害程度区分の調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること

「歩行」 「3 できない」

「移乗」 「2 見守り等」、 「3 一部介助」 又は 「4 全介助」

「移動」 「2 見守り等」、 「3 一部介助」 又は 「4 全介助」

「排尿」 「2 見守り等」、 「3 一部介助」 又は 「4 全介助」

「排便」 「2 見守り等」、 「3 一部介助」 又は 「4 全介助」

4) 行動援護

障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

【対象者】

知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であつて常時介護を要する方で、障害程度区分が区分3以上であり、障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が8点以上（障がい児にあつてはこれに相当する心身の状態）である方

5) 療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であつて常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

【対象者】

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者として次に掲げる方

- (1) 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方であって、障害程度区分が区分6の方
- (2) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障害程度区分が区分5以上の方

6) 生活介護

障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

【対象者】

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方として次に掲げる方

- (1) 障害程度区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である方
- (2) 年齢が50歳以上の場合は、障害程度区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である方

7) 短期入所（ショートステイ）

居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。

【対象者】

＜福祉型（障害者支援施設等において実施）＞

- (1) 障害程度区分が区分1以上である障がい者
- (2) 障がい児の障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児

＜医療型（病院、診療所、介護老人保護施設において実施）＞

遷延性意識障がい児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・者 等

8) 重度障害者等包括支援

重度の障がい者等に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び旧法施設支援（通所によるものに限る）を包括的に提供します。

【対象者】

常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者のうち、四肢の麻痺及び、寝たきりの状態にある者並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する方

具体的には、障害程度区分が区分6（障がい児にあつては区分6に相当する心身の状態）に該当する方のうち、意思疎通に著しい困難を有する方であつて、以下のいずれかに該当する方

類	型	状態像
重度訪問介護の対象であつて、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がい者のうち、右のいずれかに該当する方	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者(I 類型)	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS(筋萎縮性側索硬化症) ・遷延性意識障がい等
	最重度知的障がい者(II 類型)	・重症心身障がい者等
障害程度区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11 項目)等の合計点数が15 点以上である者(III 類型)		・強度行動障がい等

<I 類型>

- (1) 障害程度区分6の「重度訪問介護」対象者であつて
- (2) 認定調査項目「1-1 麻痺等」の4項目においていずれも「ある」と認定
- (3) 認定調査項目「2-7 寝返り」において「できない」と認定
- (4) 認定調査項目「8 医療」において「レスピレーター装着あり」と認定
- (5) 認定調査項目「6-3-ア 意志の伝達」において「ときどき伝達できる」又は「ほとんど伝達できない」又は「できない」と認定

<II 類型>

- (1) 概況調査において知的障がいの程度が「最重度」と確認
- (2) 障害程度区分6の「重度訪問介護」対象者であつて
- (3) 認定調査項目「1-1 麻痺等」の4項目においていずれも「ある」と認定
- (4) 認定調査項目「2-7 寝返り」において「できない」と認定
- (5) 認定調査項目「6-3-ア 意志の伝達」において「ときどき伝達できる」又は「ほとんど伝達できない」又は「できない」と認定

<III 類型>

- (1) 障害程度区分 6 の「行動援護」対象者であって
- (2) 認定調査項目「6-3-ア 意志の伝達」において「ときどき伝達できる」又は「ほとんど伝達できない」又は「できない」と認定
- (3) 「行動援護項目得点」が「15 点以上」と認定

9) 共同生活介護（ケアホーム）

共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話をを行います。

【対象者】

障害程度区分が区分 2 以上に該当する身体障がい者（65 歳未満の者又は 65 歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る。）、知的障がい者及び精神障がい者

10) 施設入所支援

施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【対象者】

- (1) 生活介護を受けている者であって障害程度区分が区分 4 以上（50 歳以上の方にあつては区分 3 以上）である方
- (2) 自立訓練又は就労移行支援（以下「訓練等」という。）を受けている方であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる方、又は地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な方

2. 訓練等給付

1) 自立訓練（機能訓練）

身体障がいやを有する障がい者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

【対象者】

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者。具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方
- (2) 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方

2) 自立訓練（生活訓練）

知的障がい又は精神障がいやを有する障がい者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

【対象者】

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者。具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 入所施設・病院を退所・退院した方であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方
- (2) 特別支援学校を卒業した方、継続した通院により症状が安定している方等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な方等

3) 宿泊型自立訓練

知的障がい又は精神障がいやを有する障がい者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

【対象者】

自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している方等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者。

4) 就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

【対象者】

就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方。具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 就労を希望する方であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な 65 歳未満の方
- (2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又は灸師免許を取得することにより、就労を希望する方

5) 就労継続支援 A 型（雇用型）

企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の者下記の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【対象者】

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の者（利用開始時 65 歳未満の者）。具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- (2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- (3) 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない方

6) 就労継続支援 B 型（非雇用型）

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった方、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な方につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

【対象者】

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方。具体的には次のような例が挙げられます。

- (1) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった方
- (2) 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B 型の利用が適当と判断された方
- (3) 上記に該当しない方であって、50 歳に達している方又は障害基礎年金 1 級受給者
- (4) 上記に該当しない方であって、地域に一般就労の場や A 型の事業所による雇用の場が乏しく雇用されること又は就労移行支援事業者が少なく利用することが困難と区市町村が判断した方（平成 23 年までの経過措置）

7) 共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

【対象者】

障害程度区分が区分 1 以下に該当する身体障がい者（65 歳未満の者又は 65 歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくは、これに準ずるものを利用したことがある者に限る。）、知的障がい者及び精神障がい者。

- ※ 障害程度区分 2 以上の方であっても、あえて共同生活援助の利用を希望する場合、共同生活援助を利用することは可能。

3. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の特性（地理的な条件や社会資源の状況）や利用者の状況に応じて、各市町村が柔軟に実施を行うサービスです。

1) 相談支援事業

①障害者相談支援事業

福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言、指導等）、社会性活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。

2) コミュニケーション支援事業

聴覚障がい者等、意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話通訳者等を派遣する事業です。

3) 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るために、重度障がい者別に定める告示の要件を満たす6種の用具の給付又は貸与を行います。

4) 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の介護を行います。利用形態には個別支援型、グループ支援型、車両移送型があります。

5) 地域活動支援センター機能強化事業

①地域活動支援センターⅡ型

地域活動支援センター基本事業に加え、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

②地域活動支援センターⅢ型

地域活動支援センター基本事業に加え、地域の障がい者のための援護対策として、地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている事業を指します。このほかに自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能な事業です。

6) その他の事業

①福祉ホーム事業

住居を求めている障がい者に対し、定額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。

②更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業利用者、及び身体障がい者更生援護施設入所者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

③日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。

④訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的としています。

⑤社会参加促進事業（身体障害者自動車改造助成事業）

身体障がい者が就労等のために自動車を取得するとき、その自動車の改造費用を助成します。

第4章 平成26年度の目標値の設定

1. 総人口と障がい者数の推移

平成24年から平成26年までの由布市の総人口を、一次回帰により推計すると、総人口は微減傾向が続くものと予測され、平成23年の36,296人から平成26年には322人減の35,974人と推計されます。

一方、知的障がい者数、精神障がい者数は、今後も増加することが予想され、平成23年から平成26年までに、知的障がい者は191人から30人増の221人、精神障がい者は97人から15人増の112人と推計されます。身体障がい者は、減少傾向にあり、平成26年は、平成23年より13人減の2,128人と推計されます。

障がい者全体では、平成26年に2,461人、総人口に占める割合は6.84%になると推計されます。

表 総人口と障がい者数（各手帳交付数）の推移

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口(A)		36,529人	36,550人	36,296人	36,217人	36,096人	35,974人
障がい者数(B)		2,441人	2,463人	2,429人	2,452人	2,456人	2,461人
身体障がい者	数(C)	2,181人	2,178人	2,141人	2,146人	2,137人	2,128人
	率(C/A)	5.97%	5.96%	5.90%	5.93%	5.92%	5.92%
知的障がい者	数(D)	175人	194人	191人	204人	212人	221人
	率(D/A)	0.48%	0.53%	0.53%	0.56%	0.59%	0.61%
精神障がい者	数(E)	85人	91人	97人	102人	107人	112人
	率(E/A)	0.23%	0.25%	0.27%	0.28%	0.30%	0.31%
障がい者の割合(B/A)		6.68%	6.74%	6.69%	6.77%	6.80%	6.84%
増加数(障がい者数)		21人	22人	▲34人	23人	4人	5人
対前年比(障がい者数)		0.87%	0.90%	▲1.38%	0.95%	0.16%	0.20%

総人口・身体・知的・精神障がい者数推計値は一次回帰による。

2. 障がい者の地域生活への移行の一層の促進に関する事項

1) 地域での支援体制の整備

厚生労働省の指針では、施設入所者の地域生活への移行に向けて数値目標を設定するにあたり、平成 26 年度末における地域生活に移行する者の数を、平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の 3 割以上が地域生活に移行すること、平成 26 年度末における施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数から 1 割以上削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて目標設定するとしております。

由布市において、入所者の地域生活移行を考えていく上では、在宅サービスの充実が不可欠であり、提供体制などの課題を解決するとともに、サービス内容や利用方法等を市民に周知することが必要です。必要なサービス基盤の整備にあたっては、中部圏域内の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

また、訪問系サービスにおいては人材の育成が必要であり、ガイドヘルパーや行動援護の従業者養成研修を勧め、たん吸引や経管栄養の医療行為を実施できるヘルパーを育成し、さまざまなニーズに対応できる体制の整備に取り組みます。

表 由布市の施設入所者の地域生活への移行に関する目標設定

項目	現況及び 数値目標		考え方
H17 年施設入所者数①	73	人	平成 17 年 10 月 1 日の全施設入所者数
H23 年施設入所者数②	66	人	平成 23 年 10 月 1 日の全施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数③	8	人	割合については、 $(③ + (① - ②)) \div ①$ の数値
	20.5	%	
【目標値】 3 期における削減見込④	8	人	割合については、 $④ \div ①$ の数値
	11.0	%	

2) 入院中の退院可能精神障がい者の地域生活への移行に関する目標設定

判断能力が十分でない知的障がい者および精神障がい者の保護者も高齢化が進み、その亡き後、独居で地域生活を営むケースが増えています。障がい者が地域で生活する際に不利益が被らないように、成年後見制度の利用を働きかけるとともに、その地域の方々とともに日常生活をサポートする体制づくりが必要です。

また、障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を行うには、何より市民の理解が必要です。

多くの市民に障がい者への理解を深めてもらうよう、イベント等を通じて交流や啓発を行い、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指します。

それによって、身近な地域の方々の理解と協力が、特に災害等の緊急時においては不可欠な要素であり、個人情報共有できる形で、緊急時支援システムの整備は重要な課題です。

第5章 障がい福祉サービスの実施状況 及び第3期計画の見込量

1. 障がい福祉サービス実施状況

1) 介護給付

①居宅介護

居宅介護では、自宅で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

平成 22 年度は 564 時間分/月の利用がありました。

利用は、今後も増加するものと見込み、平成 24 年度は、590 時間分/月、平成 25 年度、26 年度は、各 600 時間分/月と見込むこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (時間分/月)	250	250	250	583	583	667	590	600	600
実績 (時間分/月)	402	507	542	434	564	570			
主な実施 事業所	ヘルパーステーションシンフォニー、ヘルパーズテーションのぞみ 【H24 年度以降】 大分県日田はぎの園(新設検討中)								

※ 平成 23 年度は見込値

②重度訪問介護

重度訪問介護では、肢体に重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の支援を行います。

平成 22 年度は、64 時間分/月の利用がありました。平成 23 年度は 90 時間分/月の利用が見込まれます。

平成 24 年度は 100 時間分/月、平成 25 年度は 110 時間分/月、平成 26 年度は 140 時間分/月の利用を見込むこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (時間分/月)	188	208	208	83	83	83	100	110	140
実績 (時間分/月)	206	104	83	122	64	90			
主な実施 事業所	ヘルパーステーションシンフォニー、ヘルパーズテーションのぞみ								

※ 平成 23 年度は見込値

③同行援護

新規につき、実績はありません。

④行動援護

行動援護では、自己判断が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

平成 22 年度は、18 時間分/月の利用がありました。今後も利用の増加が見込まれることより、平成 24 年度、25 年度は各 20 時間分/月、平成 26 年度は 40 時間分/月の利用を見込むこととします

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (時間分/月)	42	42	42	38	42	67	20	20	40
実績 (時間分/月)	13	31	33	28	18	20			
主な実施 事業所	ヘルパーステーションシンフォニー								

※ 平成 23 年度は見込値

⑤療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

現在、圏域においては、独立行政法人国立病院機構西別府病院が実施しており、由布市民は、2 人分/月利用しています。

第 3 期計画期間において、平成 26 年度も引き続き 2 人分/月の利用を見込むこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人分/月)	2	2	2	2	2	2	2	2	2
実績 (人分/月)	2	2	2	2	2	2			
主な実施 事業所	独立行政法人国立病院機構西別府病院								

※ 平成 23 年度は見込値

⑥生活介護

生活介護は、常に介護が必要な方に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。

平成 22 年度は 381 人日分/月の利用がありました。

平成 24 年度より多くの事業所がサービスを増やす予定であることより、平成 24 年度は 1,512 人日分/月、平成 25 年度は、1,440 人日分/月、平成 26 年度は 1,368 人日分/月の利用を見込むこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人日分/月)	0	66	242	28	700	1,000	1,512	1,440	1,368
実績 (人日分/月)	0	28	28	112	381	960			
主な実施 事業所	白萩園、聖心園、ハーモニーの森、めぶき園、ひばり～ヒルズ、大分県のぞみ園、指定 障害者支援施設ゆたか 【H24 年度以降】 向陽学園(70 増)、修光園(50 増)、緑の家(50 増)、あらかしの園、潔き聖母の家、第二博 愛寮(65 増)、シンフォニー、大分県糸口厚生園(48 増)、大分県日田はぎの園 【H25 年度以降】 修光園(50 増)、緑の家 50 増)、あらかしの園(40 増)、第二博愛寮(65 増)								

※ 平成 23 年度は見込値

⑦短期入所

短期入所は、自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、施設に入所できる制度です。

平成 22 年度の利用実績は、51 人日分/月となっています。

平成 24 年度は、70 人日分/月、平成 25 年度、26 年度は、各 80 人日分/月の利用を見込むこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人日分/月)	33	33	33	65	65	70	70	80	80
実績 (人日分/月)	103	59	65	61	51	70			
主な実施 事業所	向陽学園、修光園、聖心園(うち由布市民ゼロ)、大分県のぞみ園 【H24 年度以降】 修光園(2 増)、緑の家(1 増) 【H25 年度以降】 修光園(2 増)、緑の家(1 増) 【H26 年度以降】 修光園(2 増)、緑の家(1 増)								

※ 平成 23 年度は見込値

⑧重度障害者等包括支援

重度障害者等包括支援では、介護の必要性が最も高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

由布市では、まだ利用がありません。

引き続き、平成 24 年度、25 年度、26 年度ともに利用を見込まないこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (時間分/月)	0	0	0	0	0	180	0	0	0
実績 (時間分/月)	0	0	0	0	0	0			
主な実施 事業所									

※ 平成 23 年度は見込値

⑨共同生活介護（ケアホーム）

新サービスでは「介護給付」のサービスとなりますが、旧サービスでは共同生活援助（グループホーム）と同じ「施設サービス」でしたので、「訓練等給付」サービスの共同生活援助（31 ページ）と一緒に記載します。

⑩施設入所支援

施設入所支援では、施設に入所する方に対し、主に夜間において、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。

平成 22 年度は、67 人分/月の利用がありました。平成 23 年度は 64 人分/月の利用が見込まれます。

平成 24 年度は 58 人分/月、平成 25 年度、26 年度は各 57 人分/月を見込むこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人分/月)	0	0	5	10	42	65	58	57	57
実績 (人分/月)	0	2	2	70	67	64			
主な実施 事業所	白萩園、聖心園、ハーモニーの森、めぶき園、ひばり～ヒルス、大分県のぞみ園、定障害者支援施設ゆたか、障害者支援施設にじ、多機能型事業所別府第 1 ワークショップ、継続的指定障害者支援施設別府第 2 ワークショップ、継続的指定障害者支援施設別府第 3 ワークショップ 【H24 年度以降】 向陽学園(70 増)、修光園(40 増)、久保更生園、緑の家(50 増)、あらかしの園、緑の家(40 増)、潔き聖母の家(80 増)、大分県糸口厚生園(60 増)、大分県日田はぎの園 【H25 年度以降】 修光園(40 増)、緑の家(50 増)、緑の家(40 増) 【H26 年度以降】 修光園(40 増)、緑の家(50 増)、緑の家(40 増)								

※ 平成 23 年度は見込値

2) 訓練等給付

①自立訓練（機能訓練）

自立訓練（機能訓練）では、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。

平成 26 年度の目標は、30 人日分/月で見込みます。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人日分/月)	0	22	22	22	22	110	30	30	30
実績 (人日分/月)	0	28	28	58	32	30			
主な実施 事業所	障害者支援施設にじ								

※ 平成 23 年度は見込値

②自立訓練（生活訓練）

自立訓練（生活訓練）では、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

平成 22 年度、今年度ともに利用がありません。

平成 24 年度以降、由布市においてサービスを開始する事業所が予定されていることから、平成 25 年度、26 年度は、各 15 人日分/月と見込むこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人日分/月)	0	0	0	0	22	44	0	15	15
実績 (人日分/月)	0	0	0	0	0	0			
主な実施 事業所	聖心園(うち由布市民ゼロ)、白萩園、障害者支援施設にじ 【H24 年度以降】 大分県糸口厚生園(12 増)								

※ 平成 23 年度は見込値

③就労移行支援

就労移行支援では、一般企業等への就職を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

平成 22 年度の実施状況は、31 人日分/月の利用がありました。

平成 24 年度は、50 人日分/月、平成 25 年度、26 年度は、各 60 人日分/月を見込むこととします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人日分/月)	0	22	22	25	22	25	50	60	60
実績 (人日分/月)	0	12	22	0	31	50			
主な実施 事業所	白萩園、多機能型事業所別府第 1 ワークショップ、障害者支援施設にじ 【H24 年度以降】 向陽学園(10 増)、第二博愛寮(15 増)、住吉浜リゾートパーク(5 増) 【H25 年度以降】 第二博愛寮(15 増)、住吉浜リゾートパーク(5 増) 【H26 年度以降】 第二博愛寮(15 増)								

※ 平成 23 年度は見込値

④就労継続支援（A 型）

就労継続支援（A 型）では、一般企業での就労が困難な方に、雇用契約に基づく就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な支援を行います。

平成 22 年度は、119 人日分/月の利用がありました。

26 年度以降に新たに事業を開始する事業所があることが予測されるため、平成 24 年度、25 年度は、140 人日分/月、平成 26 年度は、150 人日分/月の利用を見込みます。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人日分/月)	110	110	110	150	150	200	140	140	150
実績 (人日分/月)	115	136	135	137	119	140			
主な実施 事業所	キッチン花亭、ネバーランド(うち由布市民ゼロ)、コンチェルト、指定就労継続支援A型事業 太陽の家別府工場、指定修道継続支援A型事業太陽の家サンストア 【H26 年度以降】 住吉浜リゾートパーク(10 増)								

※ 平成 23 年度は見込値

⑤就労継続支援（B型）

一般企業での就労が困難な方に、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な支援を行います。（雇用契約は結ばない）

平成 22 年の実績は、987 人日分/月となっています。

今後も新規事業所が見込めるため、平成 24 年度は、1,116 人日分/月、平成 25 年度、26 年度は、各 1,152 人日分/月の利用を見込みます。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人日分/月)	180	290	290	400	600	750	1,116	1,152	1,152
実績 (人日分/月)	215	339	400	684	987	1,080			
主な実施 事業所	白萩園、めぶき園、住吉浜リゾートパーク、コンチェルトなかお(うち由布市民ゼロ)、コンチェルトはさま、コンチェルトもりまち(うち由布市民ゼロ)、多機能型別府第 1 ワークショップ、継続的指定障害者支援施設別府第 2 ワークショップ、継続的指定障害者支援施設別府第 3 ワークショップ、就労継続支援B型事業別府第 4 ワークショップ 【H24 年度以降】 希望の家(20 増)、白萩園(20 増) 【H25 年度以降】 希望の家(20 増) 【H26 年度以降】 希望の家(20 増)								

※ 平成 23 年度は見込値

⑥共同生活援助（訓練等給付）、共同生活介護（介護給付）

共同生活援助（グループホーム）では、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

共同生活介護（ケアホーム）では、夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

平成 22 年度は、27 人分/月の利用がありました。

今後、サービスを開始する事業所が予定されていることより、平成 24 年度は、37 人分/月、平成 25 年度、26 年度は各 38 人分/月の利用を見込みます。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人分/月)	11	11	11	13	16	20	37	38	38
実績 (人分/月)	12	12	13	14	27	31			
主な実施 事業所	<p>【グループホーム】 ファミール、グループホーム第一田原荘、グループホーム博愛、福祉ホームたきお、グループホームリバーサイド、グループホーム青空、第 3 みどり荘、グループホーム庄内、グループホーム溪友、グループホームひまわり荘、社会福祉法人博愛会、</p> <p>【H24 年度以降】 グループホームみのり村(7 増)、GH住吉浜(30 増)</p> <p>【H25 年度以降】 こうよう荘Ⅲ(4.5 増)、みどり荘・第 2 みどり荘・第 3 みどり荘(4 増)、GH住吉浜(30 増)ファミール(4 増)</p> <p>【H26 年度以降】 GH住吉浜(30 増)</p>								
	<p>【ケアホーム】 ケアホームひだまり、しらゆりホーム、ケアホームかわしま、ケアホームあじさい、ケアホームフレンド、</p> <p>【H24 年度以降】 あさぎり(6 増)、ケアホーム修光園(10 増)、ハーモニーの森(新設予定)、大分県日田はぎの園(検討中)</p> <p>【H25 年度以降】 ケアホームあじさい(6 増)、ファミール(4 増)、ケアホーム修光園(10 増)、</p> <p>【H26 年度以降】 ひばり〜ヒルズ(4 増)、ケアホーム修光園(10 増)</p>								

※ 平成 23 年度は見込値

注：児童デイサービス（介護給付）

児童デイサービスは、改正後の児童福祉法6条の2第4項に基づく「放課後等デイサービス」の新設（平成24年4月1日施行）に伴い廃止されることとなりました。ただし、特例として18歳に達するまでの間に児童デイサービスを受けていればその対象となります。

平成22年度までの実績及び23年度の見込値のみ記します

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
計画見込量 (人日分/月)	30	30	30	55	60	60
実績 (人日分/月)	21	46	50	94	104	120
主な実施事業所	こどもデイサービスまーち 【H24年度以降】 こどもデイサービスまーち(10増)					

※ 平成23年度は見込値

3) その他のサービス

①相談支援

相談支援は、障がい福祉サービス（施設入所支援、自立訓練、グループホーム、ケアホーム及び重度障害者等包括支援を除く）を利用する方のうち、利用者本人による福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障がい者等にサービス利用計画を作成するサービスです。

平成23年度は、4人実績がありました。

今後、相談事業に力を入れていくにあたって、相談支援事業は、非常に大きな役割となるので、平成24年度、25年度は、各4人分/月、平成26年度は、5人分/月の利用を見込むこととします。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画見込量 (人分/月)	0	1	1	1	1	1	4	4	5
実績 (人分/月)	0	0	0	0	0	4			
実施事業所	由布市障がい者相談支援センター								

※ 平成23年度は見込値

2. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の特性（地理的な条件や社会資源の状況）や利用者の状況に応じて、各市町村が柔軟に実施を行うサービスです。

1) 相談支援事業

①障害者相談支援事業

福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）、社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言、指導等）、社会性活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、権利の擁護のために必要な援助、専門機関の紹介、地域自立支援協議会の運営等を行います。

平成 21 年度は 509 件、平成 22 年度は 385 件、平成 23 年度は 366 件の利用がありました。

平成 24 年度、25 年度は各 380 件、平成 26 年度は 400 件を見込んでいます。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (件/年)			234	288	312	336	380	380	400
実績(件/年)	11	71	252	509	385	366			
実施事業所	由布市障がい者相談支援センター								

※ 平成 23 年度は見込値

2) コミュニケーション支援事業

聴覚障がい者等、意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話通訳者等を派遣する事業です。

平成 24 年度、25 年度、26 年度の見込み量は各 15 件とします。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (件/年)			48	36	36	36	15	15	15
実績(件/年)	8	19	45	17	7	9			
実施事業所	大分県聴覚障害者協会								

※ 平成 23 年度は見込値

3) 日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るために、重度障がい者別に定める告示の要件を満たす6種の用具の給付又は貸与を行います。

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
介護・訓練支 援用具	計画見込量 (件/年)	8	9	9	5	6	8	6	6	6
	実績(件/年)	8	1	3	1	10	0			
自立生活支 援用具	計画見込量 (件/年)	10	12	14	10	10	15	8	8	10
	実績(件/年)	11	6	9	12	6	4			
在宅療養等 支援用具	計画見込量 (件/年)	5	6	8	8	8	10	7	7	8
	実績(件/年)	5	8	7	4	5	5			
情報・意思疎 通支援用具	計画見込量 (件/年)	6	5	8	6	6	8	7	7	8
	実績(件/年)	4	5	1	6	9	10			
排泄管理支 援用具	計画見込量 (件/年)	80	86	86	712	763	815	750	750	800
	実績(件/年)	92	569	654	715	690	729			
住宅 改修費	計画見込量 (件/年)	4	3	4	4	4	5	3	3	3
	実績(件/年)	3	2	2	3	2	0			

※平成 23 年度分の実績は、平成 23 年 4 月 1 日から 12 月 31 日までの給付実績で、3 期見込量については、通年の見込量

4) 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の介護を行います。利用形態には個別支援型、グループ支援型、車両移送型があります。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人分/年)	5	7	10	12	15	19	20	22	25
計画見込量 (時間分/年)	58	81	116	421	451	511	550	600	650
実績 (人分/年)	3	9	12	9	13	14			
実績 (時間分/年)	67	383	341	388	435	420			
主な 実施事業所	ゆふネット、虹、シンフォニー、わたぼうし、第一博愛								

※平成 23 年度は、平成 23 年 12 月 31 日現在での実績は 14 人・420 時間

5) 地域活動支援センター機能強化事業

①地域活動支援センターⅡ型

地域活動支援センター基本事業に加え、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人分/年)	1	2	4	2	2	5	5	5	7
実績 (人分/年)	1	1	1	2	4	4			
実施事業所	ファンタジア								

※平成 23 年度は、平成 23 年 12 月 31 日現在での実績です。

②地域活動支援センターⅢ型

地域活動支援センター基本事業に加え、地域の障がい者のための援護対策として、地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね 5 年以上有し、安定的な運営が図られている事業を指します。このほかに自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能な事業です。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人分/年)	0	8	16	8	8	10	10	10	10
実績 (人分/年)	0	4	5	5	5	5			
実施事業所	いっぽー歩 工房きらら								

※平成 23 年度は、平成 23 年 12 月 31 日現在での実績です。

6) その他の事業

①福祉ホーム事業

住居を求めている障がい者に対し、定額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人分/年)	3	3	4	3	4	5	3	3	3
実績 (人分/年)	3	3	3	3	3	2			
実施事業所	菜の花庵、フレンドハウス、大神ハイツ B								

※ 平成 23 年度は見込値

②更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業利用者、及び身体障がい者更生援護施設入所者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人分/年)	6	6	7	4	4	4	3	3	3
実績 (人分/年)	6	5	4	3	0	0			
実施事業所	太陽の家・別府リハビリテーションセンター								

※平成 23 年度は、平成 23 年 12 月 31 日現在での実績です。

③日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としています。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人分/年)	4	5	7	12	15	18	20	22	25
実績 (人分/年)	3	6	12	14	15	16			
実施事業所	木埋学園、久保更生園、大分県のぞみ園、第一博愛寮、西別府病院								

※平成 23 年度は、平成 23 年 12 月 31 日現在での実績です。

④訪問入浴サービス事業

地域における身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的としています。

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人分/年)			1	3	5	5	5	5
実績 (人分/年)	1	0	0	0	2			
実施事業所	高城介護サービス							

※平成 23 年度は、平成 23 年 12 月 31 日現在での実績です。

⑤社会参加促進事業（身体障害者自動車改造助成事業）

身体障がい者が就労等のために自動車を取得するとき、その自動車の改造費用を助成します。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画見込量 (人分/年)	2	2	2	2	3	3	3	3	3
実績 (人分/年)	2	3	2	0	4	0			

※ 平成 23 年度は見込値

第6章 円滑な事業の実施に向けて

1. 障がい福祉サービス等の提供体制について

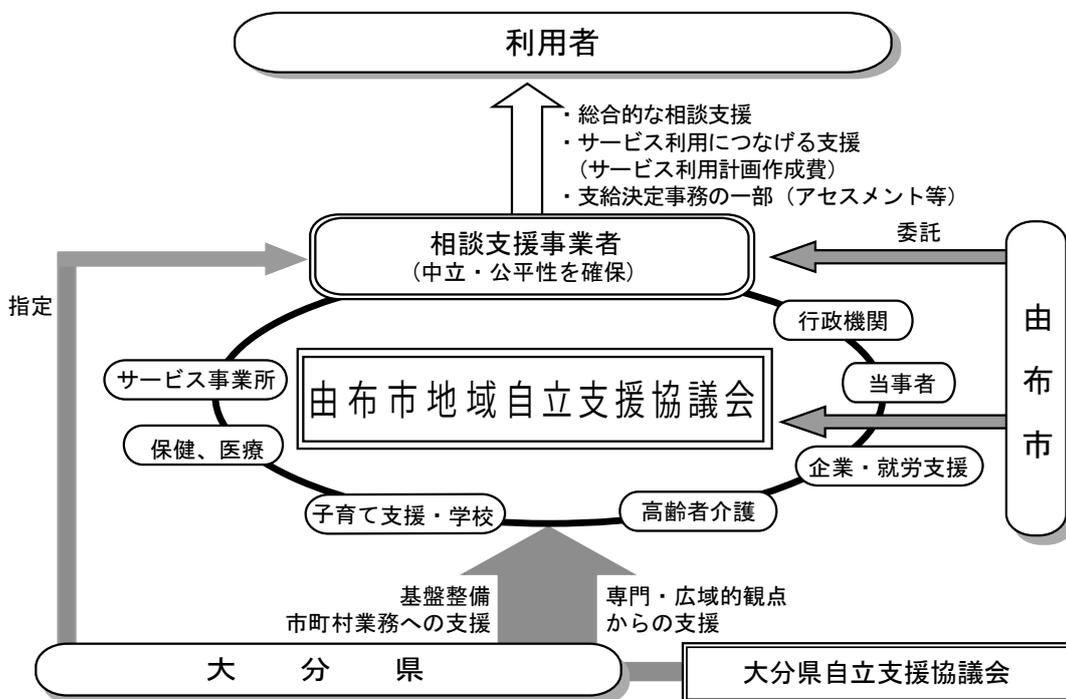
障がい福祉サービスの提供体制については、基本理念を踏まえ、下記に掲げることを配慮して、数値目標を策定し、計画的な整備を行います。

具体的には、希望する障がい者に対し、質の高い障がい福祉サービスの提供ができる体制の整備をします。また、施設入所・入院から地域生活への移行が円滑にできる体制の整備をします。さらに、一般就労への移行が円滑にできる体制の整備を行います。

2. 相談支援の提供体制について

障がい者等、とりわけ、重度の障がい者等が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築が不可欠です。由布市では平成18年10月より相談支援事業をスタートさせ、支援体制の充実を図っています。

今後は、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の一層の整備を図るとともに、相談支援事業を効果的に実施するため、障がい福祉サービス事業者、雇用、教育、医療といった関連する分野の関係者のネットワーク（地域自立支援協議会）の充実を図っていきます。





<表紙 挿入作品>

題名 ひまわり

作者 挾間町 藤澤奈央さん

第 3 期 由布市障がい福祉計画

平成 2 4 年 3 月

発行者 由布市福祉事務所

〒879-5192

大分県由布市湯布院町川上 3738 番地 1
(由布市役所湯布院庁舎)

電話 0977-84-3111 / FAX 0977-28-8610
